

令和7年

三重県議会定例会会議録

(2 月 27 日)
(第 4 号)

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 2 号から議案第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 2 号から議案第 4 号まで

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	46名				
1	番	龍	神	啓	介
2	番	辻	内	裕	也
3	番	松	浦	慶	子
4	番	荊	原	広	樹
5	番	伊	藤	雅	慶
6	番	世	古		明
7	番	吉	田	紋	華
8	番	石	垣	智	矢

9	番	山	崎	博
10	番	野	村	保夫
11	番	田	中	祐治
12	番	芳	野	正英
13	番	川	口	円
14	番	喜	田	健児
15	番	中	瀬	信之
16	番	平	畑	武
17	番	中	瀬	古美
18	番	廣		耕太郎
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	野	口	正
22	番	谷	川	孝栄
23	番	石	田	成生
24	番	村	林	聡
25	番	小	林	正人
26	番	田	中	智也
27	番	藤	根	正典
28	番	小	島	智子
29	番	森	野	真治
30	番	杉	本	熊野
31	番	藤	田	宜三
32	番	東		豊
33	番	長	田	隆尚
34	番	今	井	智広
35	番	服	部	富男
36	番	津	田	健児

37	番	中 嶋	年 規
38	番	青 木	謙 順
39	番	中 森	博 文
40	番	山 本	教 和
41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司
医療保健部長	松 浦	元 哉

子ども・福祉部長	枘 屋 典 子
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐 波 齊
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	大 西 毅 尚
人事委員会委員	淺 尾 光 弘
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	野 田 恵 子

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。8番 石垣智矢議員。

〔8番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○8番（石垣智矢） 改めまして、皆様、おはようございます。

会派自由民主党、いなべ市・員弁郡選挙区選出の石垣智矢でございます。2月定例会議の一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

質問に入ります前に、うれしいニュースが飛び込んでまいりましたので、しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。先日2月の24日、WBC世界バンタム級タイトルマッチが行われまして、何と三重県東員町出身の中谷潤人選手がチャンピオンとして3度目の防衛を成功されました。誠におめでとうございます。3ラウンドKOということで、圧巻の強さを見せていただいたかなというふうにも思っております。この勝利によりまして何と成績が30戦無敗ということで、本当に最強王者を見せつけていただいているなということを感じております。

この三重県にも4年前に、当時はフライ級のチャンピオンとして凱旋訪問をしていただいた際には、当時は鈴木知事でありましたけれども、鈴木知事とも対談をしていただきまして、そしてそのときは、4年前はコロナ禍ということもあって、なかなか高校生の子たちも部活動で練習や試合ができない

という状況でもありましたので、久居高校のボクシング部の皆さん方と対話する機会を設けさせていただいて、いろいろと高校生の子たちにも刺激を与えていただいた、そんな凱旋訪問を4年前にさせていただいたところでございます。

リングに上がりますと中谷選手も鋭い目つきでモンスターと言われておりますが、その4年前、高校生の子たちと会話をする姿勢なんかは、まさに謙虚で好青年という、やはりチャンピオンらしい姿を見せていただきました。この三重県のヒーロー、英雄でもありますので、しっかりと我々も三重県の英雄を応援していきたいな、もう三重県の英雄どころか日本の英雄でありますけれども、しっかりと応援をさせていただきたいというふうに思っております。中谷選手、誠におめでとうございます。中谷選手から私もパワーを借りて、本日の一般質問を頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきますと思います。

本日、質問内容を大きく分けて三つでございますが、1点目、みえ子ども・子育て応援総合補助金についてと題して、これまでの成果と課題についてお伺いしたいと思っております。

みえ子ども・子育て応援総合補助金は、子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して県が補助を行っておりまして、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とされております。

人口減少対策や少子化対策に関連した施策として、令和5年度より一見知事の肝入りで始まった事業だと認識しておりまして、市町からも地域の実情に合わせて使えるということで非常にありがたい、こういった御好評の声を私も伺っております。

令和7年度の新年度予算案でも、3年計画の最終年度として3000万円増額の3億3000万円で計上されておりまして、市町の新たな子ども・子育て事業

の下支えとなる補助金として、県としての役割を大いに果たしていただきたい、そのように考えているところでございます。

事業が始まってから2年が経過し、市町からも様々な声が寄せられていると思います。

また、交付要領の第9条には、実績報告書の提出が義務づけられておりますので、この補助金を活用した市町の実績報告を受けて、みえ子ども・子育て応援総合補助金の成果と課題をどのように受け止められているのかお伺いいたします。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、みえ子ども・子育て応援総合補助金の成果と市町が抱える課題についてお答えいたします。

みえ子ども・子育て応援総合補助金は、先ほど議員からもお話しいただきましたとおり、市町が行う子ども・子育て施策につきまして財源確保が難しい新たな取組に対して補助することで、住民のニーズを踏まえた市町の創意工夫を引出し、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ることを目的としまして令和5年度に創設したものでございます。

本補助金は県内全ての市町に御活用いただいております、2年間で延べ110事業を採択いたしました。令和6年度に採択した事業の半数は、前年度、令和5年度に申請されていない新規事業となっております、子ども・子育て支援事業の拡充につながっているというふうと考えております。

事業内容としましても、令和5年度に多くの申請があった子育て家庭に一律に現金等を支給するものは減少しまして、乳幼児がいる家庭への支援ですとか子どもの居場所づくり、それから体験機会の創出などを目的とした事業が増加しているところでございます。これは、地域の実情に応じた創意工夫のある独自事業が創出されつつあるものというふうにつけております。

一方、市町が抱える課題についてでございますが、こうした事業が創出される要因としましては、逆に育児に不安や負担を抱える家庭が多いといったことですか、子育てと仕事の両立に対する支援ニーズが高まっているとい

うこと、それから子どもが地域社会で様々な人と関わる機会が減少していることなどがあるというふうに考えております。

このため、令和7年度も引き続き、本補助金を通じて市町が抱える課題に応じた新たな取組への支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

2年間で110事業の交付決定をされたというところでごさいますて、また、29市町全ての市町で使っていただいているということで、まさに三重県の全ての子どもたちにこの支援が行き渡るように、三重県としての役割を果たしていただいているなということを感じさせていただきました。

また、市町が抱える課題というところで、やはり仕事と子育てを両立することが難しいというのが改めて市町からの申請内容の中で見えてきたということでありますとか、二つ目の質問の、居場所づくりの中でも話をさせていただくんですが、やはりなかなか地域の人と子どもたちが関わる機会というのが減少してしまっているということも、まさしくこの補助金を通じて市町からの意見で分かってきたということで、様々な課題というのが明確化してきたんだろうなということをおもっております。

やはり引き続き、この成果と、また課題の部分はいま一度、市町の声を聴きながら精査をしていただきまして、よりよい補助金の形というのをまた御検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(2)の令和8年度以降の考え方はというところでお聞かせいただきたいと思いますが、先ほどお話しいただいた成果と課題を踏まえまして、令和8年度以降のこのみえ子ども・子育て応援総合補助金の考え方についてお聞かせいただきたいと思ひます。次は、知事にお伺ひしたいというふうに思っております。

3年計画の事業として始まった事業でありますので、一定期間がたてば事業効果を検証し、必要な見直しを行っていくということは、これはもちろん

御承知おきのとおりでというふうに思っております。

事業期間は3年であります。来年度にその効果検証をした上で、もちろんこれは継続するかどうかの要否でありますとか、それに伴う内容の見直し、これも来年度判断をされるのかというふうに私も思っておりますが、今、三重県においても、また市町においても人口減少や少子化の問題はさらに深刻さを増していること、そして子どもを取り巻く環境は一昔前とは様変わりしている状況でございます。市町が多角的に進める子ども・子育て支援を行うに当たり、先ほども答弁いただいたようにやはり財源確保というのはネックになってきますので、本県として令和8年度以降も継続の意思があると分かれば、より市町で創意工夫を凝らした子ども・子育て事業が加速していくのではないかとこのように考えております。

そこで、みえ子ども・子育て応援総合補助金の3年計画が終了する令和8年度以降の考え方について、知事、御答弁のほう、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） みえ子ども・子育て応援総合補助金について御質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、この補助金については成果と、それから課題もあるというふうに思っています。令和5年度に導入をするときに、私はこんなできへんかなみたいなことを言っただけなんです。それを受けて市町が使いやすい補助金をつくってくれたのは担当部であります子ども・福祉部でもありますし、それから総務部、財政課も応援をしてくれました。

そういう意味では、職員がつくってくれた補助金でもありますし、この補助金に魂を入れていただいたのは、私は市町の皆さんやというふうに思っています。こんなに新規のものが出てくるとは思っていませんでした。やりたいものはやっぱり山ほどあるんですね。福祉先進県の三重県、そして子どもへの思いは多分一番強い三重県だと私は思っていますけれども、そこがこの補助金に形を借りて出てきているような気がしております。

最初は、市町からも、いや、こんな補助金、使えんのかいなという話もありましたし、3年で終わるんやったら意味がないんちゃうのという声もいただいております。最近では、統合型の補助金はパッケージされておりますし、ニーズの高いものを市町の裁量で使えるということはいいんだという声もいただいたりしています。

例えば、尾鷲市とか、それから度会町とか亀山市からもお話をいただいておりますし、それから市町が御自身で考えられた施策について非常に評価をされている例もあります。

例えば、この後、御質問があるかもしれませんが、松阪市は夏休み中の子どもの居場所づくりをやって、これは松阪市自身というよりは松阪市の市民の方に非常に評価が高かったというのもあります。それから、桑名市は子どもが生まれたばかりのお母さんのレスパイトについて支援をする。これも市独自の資金ではできなかったところが補助金を使ってやれるという高評価もいただいているところでございます。

大事なのは、これは何で3セット、3年間で終わりというふうにしたかと言うと、その間にやっていただいた成果をもう1回見詰め直して、必要であれば次の恒常的な補助金をつくっていくということもあり得るし、それからもう必要でないというような事業も出てくると思います。それについてはもうやめていこうということで、常に見直しをしていく必要があるからというのが理由の一つです。

もう一つの理由は、やっぱり横展開をしていただきたいということでありまして、ええと思ったものについてはほかのところを学んでいただきたい。実はこれは県庁職員が一生懸命頑張っていて、私は何にも指示してなかったんですが、去年の8月に全市町を集めてもらって事例発表会をやったそうです。そこでは、ほかの市のいい取組、ほかの町のええ取組、こんなあるんやと、うちもやってみようという声も出ていたようでございますので、こういうことで三重県全体が子ども・子育て施策に、力を入れていくというふうになるといいなと。当初、私もそういうことまで想定してなかったんですけど、そ

れをやってもらっている職員に本当に感謝していますし、市町の皆さんにもお礼を申し上げたいところでございます。

この補助金、来年度、御審議いただきますが、令和7年度の予算の中では、ちょっと増額をさせていただいています。これは何をというわけではないんですけど、我々が込めた気持ちは、ジェンダーギャップの解消にも使えるようにしていきたいと思っております、家事代行をする場合に各市町が御自身の予算では難しいところを県の予算も使っていただいて、そういった形で仕事しながら子育てもできるというようなところにも使っていただければと。そのためには、増額をする必要があるかなということで、我々執行部としてはそういう思いも込めて額を決めさせていただいて、議会の御審議をいただくというふうにしておるところでございます。

そういう意味では、まだまだこれからやっていかないかんこともようけあります。

ただ、3セットということで、3年間ということを取りあえず決めていきますので、今、この段階で答えを出すのは早過ぎるという気はしておりますけれども、多分皆さん同じ思いだと思いますので、市町の思いも丁寧に聴き取りながら対応させていただきたいというふうに思っております。

また、議会の皆さんから御指示も頂戴しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 知事、御答弁ありがとうございました。

再質問をいろいろ用意していたんですが、今、いろいろと答えにくい状況の中で、私は100点満点の答えをいただいたのかなというふうにも思っております。非常に前向きな御答弁でありましたので、ぜひとも今後のこのみえ子ども・子育て応援総合補助金、ぜひ期待させていただきたいというふうに思っております。

また、知事がお話をされたように、この補助金自体は職員の皆さん方、そして市町の皆さん方が魂を込めていただいて、一つの形にさせていただいたと

ということで、三重県総がかりの事業にまさに今なってきたところなんだというふうに思っております。やはりこの支援の先には子どもたちがおりますので、これは3年計画でありますけれども、我々議会や行政の中でも単年度、よく1年で様々な事業を進めていくと言われるこの我々が考える1年と子どもたちが過ごす1年というのは、同じ1年ではあるんですけど、やはり子どもたちの1年というのは尊い、かけがえのない1年でありますから、様々な物事、特に子どもに関する施策、事業においては早め早めの、また即時対応をお願いさせていただいて、この1番目は終了させていただきたいと思っております。今後も引き続き、よろしくお願いたします。

次に、2点目であります。子どもの放課後や長期休みの居場所づくりについてということで、括弧枠3問、質問させていただきたいと思っております。

かつて子どもは学校が終わりますと、地域や家庭の中で自然体験や家事の手伝い、子ども同士の関わり合いを通じて他者に対する思いやりや善悪の判断、けがをしないための体の使い方、社会的なマナーなど社会の中で生きる力を身につけてまいりました。時が進む中で、共働き家庭の増加に伴う留守家庭児童の増加、子どもの遊び場の減少、子ども同士の集まる機会の減少、さらには子どもたちを狙う犯罪が後を絶たないなど、現在では子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。

小学生の子どもたちが学校で過ごす時間は、年間で約1200時間と言われております。その一方で、放課後と長期休みに過ごす時間を合わせますと年間で1600時間と、学校で過ごす時間より多いため、放課後の時間や長期休みの居場所の環境を整えることが子どもたちの社会で生きる力を身につけること、そして非認知能力への影響、自己肯定感を高めることにつながる重要な時間だと考えております。

そこで、一つ目の、放課後児童クラブの質問に入ります。

放課後児童クラブは、いわゆる学童保育、学童と言われておりますが、就労などにより昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休みに

適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る施設であります。放課後児童クラブは開所時間が短いため、保護者としては小学校への入学を機に、これまで勤めていた仕事を退職したり、パートタイム等に働き方を変えざるを得ない、いわゆる小1の壁が社会問題となっております。

こども家庭庁が発表する2024年5月1日時点での全国の放課後児童クラブにおける待機児童数は1万7686人と前年より1400人ほど増加し、登録児童数においても人口減少が進む中ではありますが、過去最多を記録するなど増加の一途をたどっております。

本県の待機児童数はと申しますと、全ての市町を合わせて54人と前年の78人からは減少しておりますが、これは全国調査のほうでも言えるんですが、民間が運営する学童保育なんかの数字というのがなかなか反映されてこないという実情もございまして、単にこの数字だけを見て多い、少ないという判断はできない状況が、放課後児童クラブの待機児童にはありますので、数字以上に放課後児童クラブにおける待機児童の問題というのは市町でも、また子育てをする家庭においても深刻さを増している状況でございます。

待機児童が発生する根幹の課題は放課後児童支援員の不足、これが一つ大きな課題となっております。

しかしながら、学童保育は開所時間が短いがゆえに給料が低いこと、また勤務時間帯が働きづらい時間帯であることなどから、人材を確保することが様々な地域で非常に困難となっている、こういった声も聞いております。

今後、必要なクラブの整備や放課後児童支援員の確保を着実に進め、放課後児童クラブの待機児童解消につなげるために、本県としてどのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

[枳屋典子子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（枳屋典子） それでは、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて答弁させていただきます。

県では、放課後児童クラブの実施主体である市町を通しまして、施設の運営や整備に対する支援を行っております。令和6年5月時点で県内には436

の放課後児童クラブがありまして、令和元年から36施設増加するなど、受皿の整備は進んでいると考えております。

一方で、一部の市町では、放課後児童支援員の不足を主な要因としまして待機児童が発生しておりまして、県全体の待機児童数は、先ほど御紹介いただきましたとおり、令和6年5月時点で54人となっております。

そのため、県では、放課後児童支援員の人材の確保に向けまして、認定資格研修をより多くの方に受講いただけるよう、研修の実施方法を集合形式からeラーニング形式に変更するとともに、利用ニーズが高まる夏休み前の研修を実施するなど、充実を図っているところでございます。

今後も待機児童の解消に向けて、施設整備と人材確保の両面から支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

やはりなかなか人材確保に至っていないという現状の中で、県といたしましては、この認定資格研修等は様々な変化を遂げていただきながら、また夏休みになると登録の児童数が一気に増加いたしますので、その夏休み前に行うという、市町が主体の中で県としての様々な役割を果たしていただいているというお話でございました。

まさに、国のほうでもこの学童保育に関しては、今、議論が過熱しているというふう聞いておりまして、先日、山本佐知子参議院議員のお取り計らいによりましてこども家庭庁のほうにお伺いし、様々な国の考え方についてもヒアリングをさせていただいたり、意見交換もさせていただきました。やはり増加の一途をたどる待機児童、これを何とかしなきゃならないと。また、今のこの時代に合う放課後児童クラブの形というものは、やはり仕事をしながら、また子育てもできる、両立できるというところを国のほうでもしっかりと支援していく、そういった流れで議論を進めているということで、令和7年度の新年度予算においても夏季休業期間中の放課後児童クラブの開所支援の拡充費用、これは新規事業として国のほうでも大きく課題として掲げて

いただいているところでございます。やはり国と市町のパイプ役として、県の役割というのはますます大きくなってくるとお思いますので、引き続き県の役割を果たしていただきますように、よろしくお願ひしたいというふうにお思っております。

そして、2点目の質問に入らせていただきたいとお思います。今度は放課後子ども教室の充実に向けてというところでもあります。

放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校内外における施設を活用いたしまして、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々に参画いただきながら、これがポイントなのですが、地域の方々に参画いただきながら学習やスポーツ、文化活動等に育む取組でございます。放課後子ども教室は、学童保育と違ひまして親の就労に関係なく全ての子どもが対象となるため、学びや貴重な体験を得られる教育の観点からも非常に重要な居場所であると考へております。

本県の状況はと申しますと、県内で放課後子ども教室に取り組みされている市町は17市町、実施学校区数で行きますと全340校区の中で149校区ということで、割合は約44%と、まだまだ地域の中では放課後子ども教室の取組というのが浸透しきれていないと、こういった状況であります。

この放課後子ども教室を充実させることによりまして、先ほど前段で質問させていただきました、増え続ける学童保育の利用者数に一定の歯止めをかけるということもできますので、学童保育の待機児童解消や学童保育の質の向上にもつながるといふふうにお考へております。放課後子ども教室を運営していただくのは三重県にとっても、また三重県に住む子どもたちにとってもよりよい居場所になるのではと考へております。

そこで、放課後子ども教室をより多くの市町で充実をしていただくために、県としてどのような支援を行っていくのかお伺ひいたします。

○子ども・福祉部長（柘屋典子） 放課後子ども教室は、議員に御紹介いただきましたように、親の就労状況等を問わず、全ての子どもを対象に、地域住民等の参画の下、学習支援、体験、交流活動等を行うものでございまして、

県では、放課後子ども教室の運営を支援するために、実施主体である市町を通して補助を行っているところでございます。

先ほど御紹介いただきましたとおり、令和5年度は17市町に支援させていただいておりまして、教室で言うと73教室に対して支援を行っております。中身は学習支援ですとか各種スポーツ活動のほか、和太鼓教室ですとか木工教室、それからみそづくりなど、地域の交流を通じた特色ある取組が実施されているものというふうに認識しております。

今後より多くの市町において子どもたちが放課後子ども教室を利用して様々な体験をすることができる機会が拡大するように、市町が抱える課題の把握に努めますとともに、好事例を情報共有することなどの働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

73教室にというところで、やはりこの子どもたちの放課後の居場所、また長期休暇の居場所づくりとしても、73教室よりもっと増やしていただきたいなというふうにも思っておりますし、そういった声が上がってくるような市町への働きかけでありますとか、またそういった機運を高めていく必要があるのかなというふうなことも感じさせていただきました。

私の地元、いなべ市のほうでもこの放課後子ども教室の取組、盛んに行っていたいております、やはり一番大事なことは、先ほども述べさせていただいたんですが、地域の方々に参画いただくということが非常に大事な取組になってまいります。そのためにも、実施自体は市町でありますけれども、ぜひ県のほうがより住民の方々に働きかけをしていただきながら、より多くの方々に参画いただいて、子ども教室を充実させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

さて、3点目に入ります。知事が考える子どもの居場所の未来像とはということで、また知事にお伺いさせていただきたいというふうに思います。いわゆるこの放課後の時間と、長期休暇の時間、子どもたちにどう過ごしても

らいたいんだということを知事の口から私は聞きたいという思いで、3点目に入れさせていただきました。

知事に問う前に私の考え方を先に述べさせていただきたいと思っております、私が考える子どもの居場所の未来像は、地域に子どもの居場所がたくさんあり、その居場所を子どもが自由に選択できる。もう一度、言います。地域に子どもの居場所がたくさんあり、その居場所を子どもが自由に選択できる、このような居場所の未来像を私は掲げております。

ですので、先ほど質問をさせていただいた学童保育においても、たくさんある居場所の一つであります。放課後子ども教室においても、たくさんある居場所の一つであるという考え方でですね。

先ほどからも申しておりますように、たくさん居場所をつくるためには、地域の方々の参画が必要不可欠であります。私の、子どもをよりよく育てていく、この教育論の話になっていきます、これは私の持論なんです、私は家庭教育と地域教育と学校教育、この3者が緊密に連携をし、またバランスよく保たれることが子どものよりよい教育につながるという考え方を持っております。

しかしながら、現状を見てみますと、学校教育にこの負担が約7割ぐらいのしかかっているんじゃないかという、非常にバランスが保たれていない現状でありますので、学校教育の負担軽減ということをよく耳にするんですが、私は逆の発想を持っております、家庭教育と地域教育を復活させる、これがいわゆる学校教育の負担軽減につながるのではないかという考えを持っております、いかに地域教育、家庭教育を、本来やるべきことを地域や家庭に戻していくのかということは今後、進めなければならない。

だから、地域の居場所をつくるためには、地域教育に地域の皆さん方に入ってきていただく、参画していただかなければ、この地域教育の復活はあり得ないというふうに考えております。

ですので、私も地域住民の一人でありますから、子どもの居場所づくりを地域の中で率先して行っておりますので、その取組を少し紹介させていただ

きたいというふうに思っております。

これは映写資料になるんですが、1枚目。（パネルを示す）こちらは、2023年8月、コロナ禍が過ぎた夏休みの期間を利用いたしまして、川遊びの体験教室を開催させていただきました。これは、いなべ市の宇賀川になります。子どもたち20名ほどに参加いただきました。こちらは員弁ライオンズクラブと自由民主党三重県連青年局の共催で開催させていただきました、川で泳いだり魚捕りなどをしたりと、子どもたちに自然と触れ合っていたきました。

（パネルを示す）また、我々青年局が推進しています子どものライフジャケットの着用推進、こちらのほうも併せて開催させていただきました、川で遊ぶときには必ずライフジャケットを着用して遊ぼうね、こういった着用推進の活動も併せて行わせていただいたところでございます。

（パネルを示す）こちらは同年8月に神社のほうで子どもさん方30名に御参加いただきまして、歴史や文化に触れていただきながらの体験教室を開催させていただきました。こちらは三重県神道青年会の皆さん方にも御協力いただきまして、共に開催させていただいたところです。これは今、竹の水鉄砲遊びをみんなでやっているんです。ほとんどの子どもが水鉄砲はもちろん遊んだことはあるんですけど、竹でできた水鉄砲を手にとったのは初めてだということで、この日本の文化の歩みというものもこういった遊びを通じて体験をしていただいたところでございます。顔をお見せできないのが非常に残念なんですけど、物すごくみんなええ笑顔をしているんですよ、楽しそうな笑顔をしているので、非常に子どもたちにもよい経験をしていただいたんじゃないかなというふうに思っております。

（パネルを示す）その際のもう1枚、これはみんなで渡り鳥であるアオバズの観察しております。夏休み期間に神社のほうに東南アジアのほうからアオバズクが飛来してきますので、これはあれなんです、アオバズクをみんなで観察しながら、これもまたみんなええ笑顔をしているんですけども、見ていただけないのが残念なんですけど、こういった形で自然や、また地

域にふれあう形で様々な教室体験活動をさせていただいております。

(パネルを示す) こちらはまた今年の体験教室でありますけれども、こちらのほうは工作体験させていただいているんですが、去年開催させていただいたときには、東員町商工会の御協力をいただいて共に開催させていただいております、何か一つテーマを設けようということで、昨年、能登半島地震もございましたので、防災という観点で体験教室のほうをさせていただきました。写真にはないんですが、お昼御飯を防災カレーというか、非常食のカレーをみんなで作って食べようということで、子どもたち自ら作って、自ら作ると言いましても非常食なんで袋を開けて冷たいご飯に冷たいルーをかけると、これだけの作業なんですけど、これを自分たちで作ったということに僕は非常に意味があると思っております、やはり災害時にただ目の前に御飯が来るのを待つのではなくて、1回経験したことによりまして自分たちが災害時でも作ることができる、この経験が非常に生かされるのではないかと、ということで、地域の皆さん方の御協力も得て、防災というテーマで体験活動のほうもさせていただきました。

このように、これは私の一部の例でありますけれども、子どもの居場所づくりというのは、地域住民のたくさんの方々の方々の参画があれば何様にもつくることができますし、また先日も子ども食堂の方にも行かせていただいておりますけれども、子ども食堂も居場所の一つでございます。先ほど知事からも御答弁がありました松阪市でも子どもの見守り活動、居場所づくりのほうもしていただいたりですとか、伊勢市のほうでは学習支援という形で大学生の子たちが子どもたちに学習を教えるような、こういった居場所づくりというのでも各地で行っていただいております。

居場所の形は様々、今、御紹介をさせていただいたんですが、やはり大事なことは子どもたちに放課後の時間、また長期休みをどのように過ごしていただきたいのか、こういった思いを知事自らお話をいただきたいということで、3点目、知事が考える子どもの居場所の将来像についてお話を聞かせていただきたいと思っております。お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） これは子どもに限りませんが、我々大人にとってもそうかもしれません。大事なもんです。生きていく上で一番大事なものは、やっぱり自己肯定感だと思います。

それから、議員がおっしゃるように、居場所、これは大事だと思います。シェルターと言ってもいいかもしれません。学校が子どもの居場所になるのは、これは望ましいことですけれども、必ずしも学校が子どもの居場所になれるかというところでもなくて、ほかのところに居場所がある子どものほうがまだゆとりがあるのかもしれない。

私も議員のお考えに賛成でありまして、居場所というのは幾つかあったほうがよくて、その時々に応じて、固定せんでもいいと思うんですけど、その居場所に行って自己肯定感をさらに涵養するというのが生きていく上で大事ななと思っております。

これは私の経験で恐縮ですけれども、子どもの学校でボランティアで父親が集まって子どもを遊ばせようということがございました。おやじの会と名づけられた方がおられて、私も何ちゃって会員ですけれども入れていただきまして、放課後は私はちょっと仕事があつて無理やったもんですから、土日に行きまして子どもに、私らが子どものときに遊んだ遊びをですね、何とかステーションとかDS何とかではなくて、ハンカチ1枚を使いましてハンカチ落としとか、あと私ら子どものときにありました、多分これは地域性があるんでお分かりになっていただけないかもしれない、メロンメガネという遊びとか、それから100点入れとか洗濯じゃぶじゃぶとかそういう遊びを教えると、先ほど映写資料を出していただきましたけど、子どもらの顔が本当に輝くんですね、ハンカチ1枚で。それから地面に絵だけ描いてそこで石一つで遊ぶのも。これは非常にいいことかなというふうに思いました。そういう居場所を父親がつくってあげるというのも大事なことかなと思っております。

少し長いんですがお許しをいただいて、明治11年、1878年ですが、イギリ

ス人の女性ですけれども、日本に来た女性がおります。その人が明治13年、1880年に『日本奥地紀行』、東北地方を旅しておられたんで、奥地紀行という名前で紀行文を出している人がいます。この人は実は伊勢にも来ておられて、伊勢のことも書いておられるようでございます。その人が書いた文章があります。それを引用させていただきたいと思います。

「子どもたちが学校に行っている朝のうちは村も静かである」。ですから、ある一つの村を書いておられるんですね。「夕暮になると大人たちは帰ってくる。風呂に入って水をはねる音が多く聞えてくる。それが終ると、幼い子どもたちを抱いたり、一緒に遊んだりする」。ちょっと中ほどを飛ばさせていただいて、「私は、これほど自分の子どもをかわいがる人々を見たことがない。他人の子どもに対しても適度に愛情をもって世話をしてやる」。これは明治11年の時の日本です。

さらに続けて書いています。「見て非常におもしろいのは、毎朝6時ごろ、12人か14人の男たちが低い塀の下に集って腰を下しているが、みな自分の腕の中に2歳にもならぬ子どもを抱いて、かわいがったり、一緒に遊んだり、自分の子どもの体格と知恵を見せびらかしていることである。その様子から判断すると、この朝の集会では、子どものことが主要な話題となっているらしい」。12人か14人の男が2歳ぐらいの子どもを抱いて、朝の6時における。今、見るとちょっと恐ろしい光景かもしれませんが、当時の日本ではそれが至るところにあったということなんです。

ところが、昭和の御世になって男は企業戦士と言われ、24時間戦えと言われ、子どもたちの子育てから遠ざかってしまいました。

それでええんかということです。冒頭申し上げた私の拙い経験ですけれども、子どもたちはとっても喜びます。そういう世の中をつくっていけるようにすると。明治の御世に戻るのは無理かもしれませんが、無理かもしれないけど、男も女も子どもと一緒にいる時間を長く持つ。そして、それが子どもたちのシェルター、居場所になるということを目指していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それもありまして、議員も御指摘いただきましたが、県では放課後児童クラブ、あるいは放課後子ども教室、さらには子ども食堂、そういったところの支援をさせていただいているつもりでございます。放課後や夏休みなどに子どもの宿題を支援するというのもその中の一つでもありますし、先ほど申し上げたような遊びというのもいいんじゃないかと思います。大事なのは、議員も御指摘いただいたように、地域の人々に関わってもらおうということだと思いますので、どういった関わり方があるかということで、子どもの居場所づくり応援アドバイザーという制度をつくりまして、そういった方々を地域に派遣し、そして地域で自ら考えていただいて、子どもたちが伸び伸びと暮らせるように、居場所がつけれるように県としては支援をしていくつもりでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、みえ子ども・子育て応援総合補助金なんかも使ったりしまして、市や町独自の、これはやっぱり地域によって違いもあると思いますので、一律でこうでないとかあん、これでやってくださいということではなしに、市や町の創意工夫で子どもの居場所をつくっていただくようなことも我々としては支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 知事、ありがとうございます。

明治11年の日本の風景を思い出しながら、思い出しながらといいますか、思い描きながら、すみません、まだ生まれてもいませんので、申し訳ございません、聞かせていただいたところでございます。

ハンカチ落としまでは分かったんですが、洗濯じゃぶじゃぶというものがちょっと分からなかったのも、またお教えいただきたいなというふうに思っております。

知事の思い、まさに私も同じ思いでございます。やはりジェンダーに関係なく、誰もが子どもとの時間をたくさん持ちながら、それが子どもの大きな居場所になる。また、これは家庭だけではなくて、地域でもたくさんの方々

に触れ合うことによって、地域の中の居場所をつくっていく、こういった形で居場所づくりというのは大切で、必要なものだということを知事のほうからも述べていただけたかなというふうに思っております。

引き続き、やはり市町の皆さん方が実施主体となりまして、いろんな居場所づくりというのはしていただくわけでございますけれども、三重県としてもやはり地域住民の方々に、よりまちづくりでありますとか、子どもの居場所づくりに参画いただけるように、県からも大いに発信をしていただきまして、よりよい子どもの居場所づくりに力を注いでいただきますことを私からもお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後、三つ目の質問でございます。フェーズごとの空き家対策といたしまして、一つ目、地域活性化につながる空き家の活用について御質問をさせていただきます。

総務省が令和5年に実施した住宅・土地統計調査による全国の空き家戸数は約900万戸と過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合は13.8%と、こちらも過去最高となっております。空き家数の推移においても、1993年から2023年までの30年間で、約2倍に膨れ上がっているということで、全国でもこの空き家については深刻さを増しておりますけれども、本県の状況はと申しますと、（パネルを示す）こちらの資料を御覧ください。

本県の空き家戸数は14万2700戸と、三重県でもこれは過去最多を記録しております。平成10年から比べると、25年間で約1.7倍にまで膨れ上がっております。空き家率におきまして16.3%、これは全国で19位ということですが、全国の空き家率13.8%に比べても非常に高い水準であります。

また、隣の右側の県内の地域別空き家率を見ましても、これはもう見ていただくだけで深刻な状況がお分かりいただけるかと思いますが、東紀州地域では33.8%と3軒に1軒が空き家という状況でございます。伊勢志摩地域で21.7%、伊賀地域で17.8%、中勢地域で16.3%と、これは全国平均を上回る数字となっております。

唯一、北勢地域においては12.5%と全国平均より下回ってはいますが、今

後、空き家というのは大幅に増加すること、この状況は避けられない状況に直面しておりますので、空き家対策というのはもはや県内どの地域においても深刻な状況があるということが言えるというふうに思います。

このような状況の中、令和5年12月には、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、空き家が住民の生活環境に深刻な影響を与えることを重く受け止め、市町による対応策の拡充が図られることとなりました。改正の大きなポイントといたしましては、放置すれば倒壊などの危険となり得る空き家、特定空家となる可能性のある空き家については、管理不全空家等と新たな区分を新設いたしまして、市町が早い段階から指導、勧告ができるようになっていくということでございます。所有者も市町から勧告を受けますと、土地の固定資産税への優遇措置等が適用されなくなるなど、所有者に対しても適正管理を促すことにつながると考えております。

空き家対策のフェーズは大きく分けて三つあると考えております。一つ目は空き家にしないこと、二つ目は空き家を積極的に活用すること、三つ目は空き家を適切に除却することです。

中でも二つ目の空き家を積極的に活用するという事は、空き家が地域の課題解決につながるまちの資源として活用され、まちの魅力向上や住民の方々の安全・安心につながるなど、地域の活性化に大きくつながる取組だと私は考えております。本県では、今年度から空き家の住宅へのリフォームに加え、地域活性化につながる施設への補助、こちらの新たな事業を進めていただいております。これは空き家を例えば商業施設に変えるであるとか、観光施設に生まれ変わらせる、先ほども質問させていただいた、子どもの居場所として空き家をリフォームするだとか、もちろん介護の相談窓口を地域の歩いていける場所につくるといった、市町が地域活性化施設と認めれば、こういった空き家のリフォーム費用等、こういったものも協調補助として使えるという枠組みでございます。

私も地域の方々から様々な空き家の利活用の相談をいただいております、

まさに県が今年度から進める地域活性化施設のこの空き家対策においては、地域のニーズに応える重要な施策ではないかというふうに考えております。

そこで、この地域活性化施設への補助事業の取組は、どのような進捗状況なのかお教えいただきたいというふうに思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 地域活性化につながる空き家の活用について御答弁いたします。

空き家の対策につきましては、令和4年度末までに県内の全市町におきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画が策定され、この計画に基づき、空き家の移住・定住用のリフォームや危険な空き家の除却に対する補助など、地域の実情に応じた空き家対策が講じられているところでございます。

県としましては、こうした市町の空き家対策を支援するため、国と協調して補助事業を実施してまいりました。

令和6年度からは、比較的状態のよい古民家など、空き家の持つポテンシャルに注目いたしまして、地域活性化施設への活用も県の補助対象に加えるなど、市町への支援を強化いたしました。

今年度の地域活性化施設への活用補助といたしましては、伊賀市での古民家のホテルへの活用と、もう一つは南部地域活性化基金を財源といたしまして、南伊勢町での空き店舗をキッチンカーの飲食スペースや子ども向け英語教室などに開放する多目的施設への活用の2件を予定しております。

現時点では、こうした地域活性化施設への補助制度を持つ市町は県内で5市町にとどまっております。

他県では、フリースクールやサテライトオフィスに空き家をリフォームして活用した事例などもあり、地域活性化施設への活用は、空き家活用の選択肢を広げる意味でも重要なものと考えておりますので、県内市町が参画する三重県空き家等対策連絡会議の場などで取組事例の情報共有を図るなど、引

き続き市町の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○8番（石垣智矢） 御答弁をいただきまして、空き家を地域活性化施設に生まれ変わらせる取組、伊賀市と南伊勢町の事例を御紹介いただきました。

また、この活用に至っては、今現在、5市町のほうで取組を進めていただいているということでございまして、29市町の中で5市町ということですので、もっともっとたくさんの方々に、たくさんの市町に御利用いただけるような形で県としても周知していただければというふうに思いますし、また先ほどのような好事例がどんどん出てくれば、おのずと市町の手も挙がってくると思いますので、横展開をしっかりと図っていただきながら、より充実した空き家対策、利活用につなげていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、2点目でありますけれども、空き家にしないための取り組みについてといたしまして、空き家対策の実施主体である市町では、空き家の発生予防に注力をされておまして、空き家にしないための取組、これを各地で進めていただいております。空き家は地域の景観の悪化や地価の下落、倒壊の危険、悪臭や害虫の発生及び治安の悪化など、周りの地域住民にも悪影響をもたらすことから、単なる所有者のみの問題と捉えるのではなくて、身近な地域コミュニティの問題として取り組まれております。

自治会との連携、これは全国的にもよく取り組まれておりますけれども、自治会との連携によるこの空き家にしない取組においては、やはりリアルタイムでの空き家情報の収集ができる、一番情報を持っておられるのがやはり身近に住む自治会の皆さん方ですので、リアルタイムでの情報収集ができることや直接所有者に個別に働きかけができるというのも、まさに自治会やこの地域コミュニティの大きな利点でありますので、こういった取組を市町のほうでは積極的に進めていただいております。

本県としても空き家の発生予防の視点というのは重要でありまして、これから増え続けるであろうこの空き家を今後、抑制していくためにも、やはり

市町と協力して行っていく必要があると考えております。

そこで本県の空き家にしない取組、またその考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 空き家にしない取組につきまして御答弁いたします。

建物を管理せず放置いたしますと、議員からも紹介いただいたように、傷みも早いと言われております。そのような意味では、空き家になるのを未然に防ぐことは大変重要な視点と認識しております。

県におきましては、県民の方を対象とした空き家対策セミナーを令和4年度から開催しております。今年度は1月18日に専門家お二人を招き県庁講堂で開催し、手遅れになる前に知っておくべきことや、するべきことに関するセミナーを開催いたしました。

67名に御参加いただき、終了後のアンケートでは、解体費用など親の死後の実家の管理で気をつけるべきことが分かったであるとか、相続前に親世代、子世代が何をしておかなければならないか頭の整理ができたといった内容のお声をいただいたところでございます。

来年度におきましても、空き家の未然防止につながるこのようなセミナーを開催したいと考えております。また、セミナーのほかに県としてどういったことができるのか、他県の取組なども勉強しながら、先進事例を連絡会議の場などを通じまして市町と情報を共有するなど、引き続き空き家の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

〔8番 石垣智矢議員登壇〕

○**8番（石垣智矢）** 空き家のセミナー等を開催いただいてということで、所有者の方々も費用の問題でありますとか、また相続の問題、こういっただころで頭を抱えていらっしゃるって、なかなか一步を踏み出せないという方々の背中を押すような形で県としても取り組んでいただいているということでございます。

もちろん、セミナーの開催もいろいろと行っていただきたいと思います、やはり空き家にしない取組というのは、市町がいろいろと取組の中で一定の答えを持っていただいていると思いますので、先ほども県としてどういうことができるのかというお話がありましたけれども、やはりまさに現場で取り組んでいただいている市町からいろいろとお話を聞かせていただきながら、またこちらも様々な好事例を横展開していただいて、空き家にしない取組、また地域活性化につながるような空き家対策につなげていただきますことを、切に私からもお願い申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私が用意させていただいた一般質問は終結となるんですが、少し時間が残っておりますので、これだけはお話をしたいということを最後に述べて終結したいというふうに思っております。

3月の9日に、来月ですね、サッカーのJFLの2025年シーズンがいよいよ開幕いたします。今日、私、オレンジのネクタイをつけてこなかったんですが、つけてこようかなと思っていたんですが、2025年のシーズンが開幕するんですが、私の事務所から歩いて5分もしないところにLA・PITA東員スタジアムというサッカースタジアムがございます。サッカーチームのヴィアティン三重は北勢地域を中心に活動いただいておりますけれども、このヴィアティン三重の開幕戦が3月の9日、このLA・PITA東員スタジアムで13時キックオフであります。

先日、キックオフパーティーがございまして、三重県からは野呂副知事に御出席いただきまして、また稲垣昭義議長にも来賓として御出席いただき、私も出席させていただいてエールを送らせていただいたところでございますが、改めて三重県初のJリーグチーム誕生に向けて一丸となって地域の皆さんと一緒に応援をさせていただきたいなというふうにも思っております。

また、応援サポーターの顧問といたしまして、一見知事もまさに全力で応援をしていただいているところだと思いますので、また一緒に観戦させていただきたいですね。ぜひ現地のほうで一緒に観戦をさせていただくことをま

た心待ちにしているところでございますし、やはりスポーツは現場で見て肌で感じていただくというのがスポーツの醍醐味でもありますので、ぜひたくさんの方々に足を運んでいただいて、皆さん方のよりよいスポーツ振興につなげていただきたいなというふうにも思っております。

前段には中谷潤人選手の話、そして後半にはサッカー、ヴィアティン三重のスポーツの話で締めくくりながら、本日、スポーツの質問は一つもなかったわけでございますが、今後も引き続き私もスポーツに関わらせていただきながら、様々な分野で三重県発展に力を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。27番 藤根正典議員。

〔27番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○27番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。東紀州選挙区選出、会派新政みえの藤根です。一般質問、本日2番手として登壇させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在、岩手県の大船渡市では大変な山火事が起こっております。何度か山火事があって今回のが一番規模が大きいということで、人家にも延焼し朝の時点で84棟が燃えているというニュースであるとか、あるいは2000人を超える方に避難指示が出ているというような話があります。本当に早い鎮火、鎮圧を望みたいと思いますし、私たちもしっかりとやはりこの時期の防火、火を出さないということに対しての意識、改めて気をつけないといけないというふうにも感じさせていただいております。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

最初は、能登半島地震を教訓とする今後の防災対策についてお伺いいたします。

2月の5日、6日と会派新政みえは石川県で県外調査を行いました。カウンターパートとして三重県が支援してきた輪島市にも行く予定ではありましたが、残念ながら大雪のため現地に入ることができませんでした。石川県庁で担当の職員の方から、これまでの復旧・復興の状況と今後の取組についてお話を伺ってまいりました。現在、大雪の中でも厳しい状況の中で復旧・復興に力を尽くしていただいている全ての皆様に敬意と感謝を表したいというふうに思っております。

さて、能登半島地震を受けて半島防災という言葉が使われるようになっております。政府は3月に時限を迎える時限立法の半島振興法の延長、改正を視野に、半島地域の防災体制、半島防災の強化を盛り込む方針であることが報道もされております。

昨年11月19日の近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会の決議文の中にも、半島防災の強化といった文言がうたわれておりましたし、12月7日、私の地元でございますが、新宮紀宝道路開通式典でも半島防災といったような、その機能の強化といった内容での御挨拶もあったというふうに思っております。

そこで、まず知事にお伺いいたします。半島防災についての一見知事の認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、今後の南部地域において半島防災をどのように進めていこうと考えているのかについてもお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 冒頭、岩手県での山火事、私も心からお見舞い申し上げたいと思います。

達増知事、私のサークルの後輩なんですけれども、多分、今いろいろ御苦労されておられることやと思っております。三重県では、私も執行部、来年度の予算にそういったときにも使えるヘリコプターにつり下げる水を入れるバケツ、これを予算の中に入れてさせていただいておりますので、また御審議、よろしくお願いいたしますと思います。

防災に関しては、私は知事に就任させていただいてかなり力を入れてきたものの一つでございます。先日、官邸の危機管理監、もし災害が起きたときには日本の事務方として陣頭指揮を執る人ですけれども、警視總監をやった人ですが、小島さんに会ってきまして、三重県で南海トラフ地震の災害があったらすぐに電話を、直電を入れますのでよろしくという話もしてきましたし、それから空中消火についての考え方を伝えてきました。彼は、そういう観点がありましたねと、ちょっと私も自衛隊からよく話を聞いておきますということを知っていただきましたので、今後、災害に関して我々が能登半島に行って気づいたことというのを国に対しても入れていける、意見を言っていけるという感じになってきておるかと思っております。

去年の2月10日でございますが、議員も石川県に行っていたというお話を先ほどいただきましたが、私も石川に地震の後でございましたけど行ってまいりました。1か月後ぐらいですかね。のと里山海道という能登半島に向かう道、これは至るところで寸断をされておりまして大変な状況でございましたが、記憶に残っています大きなものは、県庁をお訪ねしまして馳知事のところに村井知事会長と一緒に行ったんですけど、2人で行ったときに、馳さんが能登半島の立体地図、これは国土地理院がつくって持ってきて

くれたんやっておっしゃっていましたが、それを見せてもらいました。平面で見ると、能登半島というのはべたっとした感じに見えるんですけど、実際に立体地図を見ると、山が海に迫ってるんですよ、平地がほとんどない。そこを救助に行かなあかんし、避難所もつくらなあかん、大変なんですわということを馳さん、三重弁ではなかったですけど、大変だということをおっしゃってました。これはそのとおりやなど。

それから、三重県も同じような状態、半島という意味では似通った地形なんやなということを痛感しまして、事務方のほうに三重県も立体地図をつくってください、お金は幾らかかってもいい、といっても、そんな何十万円もかかる話ではないので、北もそうですけど、南も立体地図をつくってもらうと災害の大変さ、受けたときの大変さ、そしてその復旧のときの大変さ、これが分かると思いますので、今そういった準備もしておるところでございます。

能登半島、紀伊半島、これも同じ状況だというのは先ほど申し上げたとおりでございます。どういうところが問題になっているのか。半島の先端部で災害が起きると、特に地震ですけど、陸路でのアクセスがなかなか難しくなります。能登半島でものど里山海道がほとんどというか、寸断されてずっと通っていくことできませんでした。あのとき、幸いやったのは下の道がまだ生きとったんですね。ところが、これが両方アウトになることもあります。そういったことを想定するのが災害対応というふうに思っています。道路が使えんようになりますと、今回も大雪で大分孤立した住宅が出ましたけど、住居は孤立します。それへの支援というのをやる必要があります。そこで病人が出たらどうするのか、けが人がおられたときにどうするのかという問題もあります。

さらに県南部に広がっておりますリアス海岸、ここで津波が発生しますと、津波が押し寄せてきたときに、水深が浅くなりますと津波がぐっと持ち上がります。北海道の奥尻で約30メートルを超える津波、恐らく今、三重県の南で南海トラフ地震が起きると、それに近い津波が来るだろうというふうに言

われていますんで、これへの対応も必要になってくるというふうに思います。

五つの観点で、半島で起きる災害、地震への対応というのを考えていかないかんとします。

一つは道路ネットワークを強化するということであります。津波がやってきて道路が通れやんようになる、その前に今できることは何かと言うと、一つはリダンダンシー、代替道路も造っていかないかんとすることと今ある道路が災害に対して強くなるようにしていかないかん。それは橋梁の耐震対策やのり面対策なんかであります。仮に地震が来て、津波が来て、道路が通れやんようになったときに大事なものは、やっぱり道路の啓開なんです。これはやらないかんのですけど、その前に、あるいは同時にすぐに手をつけなきゃいかんのは空路、海路での救助、支援であります。空でありますと、つり上げ救助をして人命を救ったりとか、あるいは物件を投下したりとすることができます。人や物の輸送もできます。

ただ、ヘリコプターを持っている機関というのは限られています。警察、消防は持っていますけど数はそんなに多くない。三重県の防災ヘリも1機であります。多くのヘリを持っているのは自衛隊であり、海上保安庁でございます。

自衛隊は出動命令が出てから出るまでに若干時間かかります。これは私、海保で防災をやっていたんで分かりますが、海保の場合は命令なしに出て行けます。これは警察機関ですから通常業務として偵察も視察もできますし、それから人命救助も命令なしにできますので、すぐに海保に出てもらふ必要があるというふうには思っております。

さらには、自衛隊はやっぱり強力ですから、自衛隊にも出てもらふ必要があります。

海上保安庁との協定を令和4年12月に結びました。海路、空路での支援のために海上保安庁の力も、そしてさらには自衛隊の力も使うということが重要だというのが3点目でございます。

もう一つは情報孤立を防ぐということです。物理的な孤立はしょうがない。

道が通れやんようになります。雪山でもそうでしたけれども、雪の中でもそうですが、そこで情報孤立をさせやんように孤立するであろう集落を今調べています。202あるということで以前調べましたが、さらにそれを精査をして幾つあるのかと。孤立しそうなところには、あらかじめガソリンの発電機と、それからスターリンク、あるいは衛星電話を用意していただきます。これがあつたら停電をしても情報、連絡は取れますんで、今何人けが人がおります、急病人が出ました、すぐに助けに来てくださいと。そうすると、自衛隊、あるいは海保に頼んで、警察も消防もそうですが、ヘリを飛ばしてもらってつり上げ救助をするか、医師に降りてもらって助けてもらう、そんなこともできます。

また、物資を投下する、食料を投下する。これは東日本大震災のとき、よくやりました。そういったことをやる必要があるかと思っています。

もう一つ大事なのは物資の備蓄です。個人の家で備蓄する食料はやっぱり限られています。そのとき、自治会で、あるいはその避難所で備蓄をさせていただくということで、もしもに備えていただくということが重要なこととおります。

これは半島には限りませんが、半島ではそういうことが起きやすいということでしっかりした防災対策をこれからも進めていきたいと思っています。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） 知事、ありがとうございます。丁寧に御答弁をいただきました。

今回の能登半島の地震を見ても、やはり先端部分が被害が大きくて、そこへはなかなか行けなかった。陸路、空路、海路といったような確保、それから孤立についての精査であったり、あるいは物資の輸送であったりといったような御答弁をいただきました。

南海トラフ地震の被害想定は静岡県から九州まで非常に広く、その中で和歌山県、奈良県、三重県の3県にまたがる大きな紀伊半島は、震源が東西ど

明らかに偏っても甚大な被害が出るということは確実であります。知事、答弁いただきましたけれども、ソフト・ハード両面の多岐にわたる環境整備というのがやはり重要だなというふうに思っております。

令和7年度三重県行政展開方針、当初予算についても防災・減災機能の強化を重点項目として上げていただいております。半島防災の強化により、県民の皆さんが安全・安心を感じられる防災対策、知事を先頭に引き続きお願いできたらと思っております。

知事に半島防災について確認させていただいた上で、大災害時の住民・地域の孤立対策は？ということで質問させていただきたいと思えます。

知事にも触れていただきましたけれども、能登半島地震は道路や港湾の大規模な損壊により被災地への進入路が限定されるなど、半島地域特有の問題が明らかになりました。特に石川県輪島市、珠洲市など奥能登4市町では、山あい、海沿いの地域で道路の寸断により、一時24地区、3345人が孤立状態となり、実質的な孤立の解消まで約3週間を要したと。通信インフラの障害や停電、断水も広範囲で長期化しました。その状況で、孤立地域の住民は通信手段が断絶し、救助活動に必要な情報の確認や伝達が困難となりました。

また、支援物資の供給も困難で、自衛隊員が海岸や山地を歩いて孤立集落まで食料品などを担いで届けるといったようなテレビ放映もされておりました。

孤立は周りから情報が入らないということも大きな課題だと思っております。

(パネルを示す) この表なんですけれども、内閣府の調査結果による過去最大クラスと理論上最大クラスの地震及び津波を想定して孤立する可能性の高い集落の数を表しております。過去最大クラスの地震で県内11市町127地区、理論上最大クラス地震で16市町202地区が孤立する可能性があり、その多くが伊勢志摩地域、東紀州地域であることが顕著に分かるというふうに思います。

そして、その集落の多くは、現在高齢者の比率が非常に高いといったような現状もあります。

また、能登半島地震発災時には、県内各市町も現地の支援に入り、孤立の状況を目の当たりにもしております。

実際に孤立するかもしれない集落のある市町も孤立に対して大きな課題と認識していると思っています。だからこそ、各市町と連携しての取組が非常に重要だと考えますので、防災対策部長にお伺いしたいと思います。

令和7年度当初予算に計上されている孤立地域対策強化事業など、災害時の住民の孤立対策についてどのように進めていくのかお聞かせいただきたい。

その上で、孤立対策においては地元市町との連携・協力の強化が不可欠ですが、その点についてもどのように進めていくのかお聞かせください。

よろしく願いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 孤立地域対策の取組について答弁させていただきます。

能登半島地震では、多くの孤立地域が発生し、議員からも先ほど御紹介がありましたけれども、食料・物資の供給、通信機能の途絶、そういった多くの課題が明らかになりました。

先ほど議員からもお示しいただいたとおり、南海トラフ地震が発生しますと、県内でも202か所の孤立が想定されております。こうした中、この1月に南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が80%程度に引き上げられました。こうしたことから孤立地域の課題への対処を加速させなければならないと、このように考えております。

こうしたことから今年度、孤立地域対策をテーマに知事と市町長との意見交換会や担当者間での意見交換会を実施しまして、こういった取組が必要かと、こういった議論もしてきました。そこで孤立地域の実態調査とドローンを活用した物資輸送の実証調査を実施することとしました。

孤立地域の実態調査につきましては、202か所を中心に現状を把握するために、例えば通信環境や備蓄状況、アクセス道路やヘリコプターの発着場の状況、こういった現状について市町と共に調査を行い、この取りまとめた結

果を地区ごとの台帳に整備しようと考えています。この台帳を市町や関係機関と共有しまして、事前防災の取組や発災時の支援等に活用していきたいというふうに考えています。

また、ドローンを活用した孤立地域への物資輸送の実証調査につきましては、中山間部と沿岸部の2市町をモデル地域としまして調査を実施し、調査結果を基にしまして、ドローンによる物資輸送を実施するためのガイドラインを作成したいというふうに思っております。このガイドラインを作成しまして、ドローンという物資輸送手段を確保しまして、孤立地域に物資輸送を行うことが可能となるよう、市町と共に取り組んでいきたいというふうに思っています。

こうした取組に加えまして、令和7年度の当初予算におきましては、孤立地域対策をメニューの一つとしました新たな補助制度を設けまして、市町の計画的な取組に対して財政支援を行いたいと思っています。さらに今年度に引き続きですけれども、防災訓練におきまして孤立地域支援に係る手順の確認や物資及び人員の搬送訓練も実施しまして、孤立地域対策を総合的に進めていきたいというふうに考えております。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） 御答弁、ありがとうございました。

一つ大きなのは、孤立といったようなことを焦点にしながら、各市町としっかり連携を取っていきたいということ、いのちを守る防災・減災総合補助金というものも創設して、市町の通信機器や備蓄等の対策、そういったところに支援していきたいということもお伺いしましたし、ドローンによる災害時の物資輸送の実証調査、海岸部は当然津波であったりということも想定し、中山間部では土砂崩れといったようなところでの寸断というようなことも想定していただきながら、これも市町と協力しながら進めていただくといったようなことも聞かせていただきました。

何より県だけではできない、市町だけでもできないという事業ですので、やはりしっかりと連携しながらやっていただくのが一番かなというふうに

思っています。

関連して伺いたいんですが、1月に一部新聞で、災害時の避難所の運営に当たって、市町村や政府との窓口となる支援班の設置を定めている都道府県が一部にとどまっているという報道がありました。大きな災害があれば、災害救助法が適用された場合に、避難所の運営や食料など物資の供給、医療救護活動の主体は都道府県であることが同法により定められています。しかし、一部業務を市町村に委託できるという制度であるため、実際の運営は市町村が主体の運営がほとんどであるといったような内容でした。

私のところにも避難所の運営などに県は関わってもらえないのかといったような問合せもありまして、そこで確認の意味で防災対策部長にお伺いします。大規模災害発災時に、県は孤立、あるいは孤立に関わりなく避難所運営などに対しても主体的に支援していく必要があると考えますが、その体制がどうなっているのか確認させてください。

○防災対策部長（楠田泰司） 避難所運営の支援について答弁させていただきます。

大規模災害が発生した場合に、市町の多くはたくさんの災害の対応に追われます。したがって、避難所運営を市町のみで担っていくということは現実的に難しいというふうに考えております。

このため、県では、災害時に設置します災害対策本部の中に、避難所の運営の支援を行う担当の組織、具体的には避難者支援班というんですけれども、そういった班を設置しまして、避難所への職員派遣や物資の提供など必要な支援を実施する体制を整えています。

ただ、南海トラフ地震のような広域的な災害が発生しますと、なかなか県だけで被災市町の避難所運営を支援するということは難しいというふうに考えています。

そこで、やはり国や他県、そしてボランティア、こういった皆さんの応援を受け入れることが不可欠だというふうに考えておまして、三重県でつくっています広域受援計画の中で、県外からの応援職員の受入れに関する事

項を整理しまして、毎年度行っています総合図上訓練の中で、そのオペレーションを確認しています。

また、能登半島地震におきましては県職員、あるいは市町の職員、たくさん輪島市の避難所運営を支援しております。その経験を踏まえまして、他県からやってきていただいた応援の職員が円滑に避難所運営を行うことができるようなマニュアルの作成に取り組みたいというふうにも考えております。

こうした支援や受援体制の整備に加えまして、住民の皆さんが主体となった避難所運営というものも促進されますように、令和7年度は避難所運営を担う自主防災組織などを対象とした実践的な訓練を新たに実施しまして、市町の避難所運営をより一層支援していきたいというふうにも考えております。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） ありがとうございます。確認させていただきました。

国、それから他県のサポート、応援、そしてボランティアといったようなことで、県はしっかりと避難所運営に関わっていききたいというお話を聞かせていただいたと考えております。

避難所、そこに避難してきた人たちがやっぱり自分たちで自主的な運営、そういったものをどれだけしていけるのかといったようなところが関わり方の基本になってくると思いますので、そこも含めてよろしく願いいたしたいと思います。

紀伊半島大水害時には、県職員が被災した市町の支援のため市役所や役場、あるいは避難所で避難所運営を含めて活動いただいたことは、私も確認させていただいておりますし、そして問合せにもその旨もお話をさせていただいております。

ですので、しっかり今、御答弁いただいたことで取り組んでいただけたらと思いますが、ふだんからの関係者との十分な訓練、そしてふだんからの各市町との良好な関係づくりといったものが一番大事ではないかなと思いますので、知事を先頭に引き続きお取り組みいただきますようお願いいたします。

三つ目の質問に入ります。

能登半島地震発災以来、県内から本当に多くの皆さんが現地に支援に入ってくださいました。改めて支援に入っていたいただいた全ての皆さんに、そして現在も石川県で活動いただいている県職員の方に、併せて敬意と感謝を表します。

本日はその中でDMATを取り上げて、DMATによる災害医療支援体制の強化は？ということで質問させていただきます。

昨年、地元の紀南病院のDMATチームの方からお話を伺う機会がありました。DMATチームは災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームです。医師1名、看護師2名、業務調整員1名の基本4名で構成されています。

(パネルを示す) この表は、能登半島地震時に現地で活動いただいたDMATの派遣チームの数です。今回の派遣期間は、令和6年1月2日から2月17日まで、そして派遣DMATチームとして三重県から派遣されたチームは合わせて43チームとなります。

また、派遣ロジックチーム数とは病院支援や情報収集を通じてDMATチームを支援するロジスティックチームであり、3チームが派遣された。合わせて955人が現地で医療支援に関わっていただきました。

DMATの運用は県対策本部に保健医療福祉調整本部を設置し、活動調整が行われます。尾鷲総合病院の隊員である看護師の方からもお話を伺ったんですが、派遣要請が出たDMATチームは交通手段も自分たちで考え、現地集合、現地解散、ホテル、荷物、車両手配、持っていく医療機器や薬剤も自前であると。そして、現地の病院や診療所、避難所などに派遣され、傷病者の治療、患者運送支援などを行うということでした。派遣期間が終われば次のチームに引き継がれます。

DMATには厚生労働省の研修を受け、国が管轄する日本DMATと都道府県が管轄する都道府県DMAT、L-DMATがあります。(パネルを示す) この表は、その両方を合わせた県内の災害拠点病院と職種別三重DMAT隊員数を示しています。令和6年5月の資料も確認しましたが、それぞれの病

院の御努力もあり、コロナ禍後、少しずつは増加傾向にあるという状況は見えます。

しかし、県内をうまくカバーできるのか、あるいは国内での災害対応には十分かどうかということは疑問があります。

県の取りまとめた「～能登半島地震支援活動の『気づき』をふまえて～」には、活動についてはDMATチームの活動が長期化し、内容も多岐にわたっていた。隊員確保についてはコロナ禍により国の研修が行われず、県のDMAT保有数が減少した。そのことで長期化する派遣の調整が困難であったということが記載されています。みえ元気プランの「施策1-1 災害対応力の充実・強化」には、令和7年度の取組としてDMAT隊員の増加を目的とした三重L-DMAT隊員養成研修の実施の記述もあります。

そこでお伺いします。DMATチームの重要性とその体制整備に関わるこれまでの県の取組についてお聞かせください。

あわせて、「気づき」にも記述いただいておりますけれども、能登半島地震でのDMATチームの派遣についての県としての総括、課題認識ですね、そして今後の体制整備に向けての考え方についても、併せてお聞かせいただきたいと思えます。

医療保健部長、よろしく願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、DMATの重要性、それから体制整備に係るこれまでの取組、あわせまして能登半島地震における課題と、それに対する取組方向について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、DMATの重要性でございますけれども、これは議員のほうからも御紹介がありましたけれども、DMATは大地震等の災害時に地域で必要な医療提供体制を支援し、傷病者の命を守るために活動する医療チームであり、医師、看護師、業務調整員の4名ということですが、場合によっては5名、4名から5名の人数で構成をされております。

これは阪神・淡路大震災では、医療従事者の確保が非常に困難であったこ

と等により、被災地で十分な医療を受けられず死亡した、いわゆる避けられた死亡、災害死が発生したことを教訓に各都道府県で整備され、これまで20年間にわたって災害医療における重要な役割を担っていただいております。

県では、DMATの活動体制整備のために、厚生労働省が実施します日本DMAT隊員養成研修によりDMATを養成し、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等に派遣を行ってきたところでございます。

その上で、DMATの効果的な運用や現場の具体的な課題について、DMATや関係機関で構成されます三重DMAT・SCU連絡協議会というのがございまして、それを定期的に関きまして協議を行ってきているところでございます。

三重県のDMATは、令和2年度に38隊で整備をしておりましたが、日本DMAT隊員養成研修で1年間に養成できる数には限りがあることに加え、議員からも御紹介にありました新型コロナウイルスの感染拡大により養成研修の中止が続いたことにより、令和4年度には29隊まで減少いたしました。

そこで、このことを踏まえて、三重県では南海トラフ地震等で被災した場合に備えまして、県内での活動を中心とする三重L-DMAT隊員の養成研修を今年度から実施いたしました。まずは30名の三重L-DMAT隊員を養成し、現在議員からのパネルにもありましたように、DMATの整備数は44隊まで増加をしているということでございます。

来年度以降も引き続き、日本DMATと三重L-DMATの養成を組み合わせることで実施することにより、災害医療提供体制の充実に取り組んでまいりたいと思います。

それから、能登半島地震におけるDMATの派遣についてでございますけれども、これも議員から御紹介がありましたように、三重県から令和6年1月2日から2月17日までの間に46隊205名、延べ955名のDMATを被災地に派遣いたしました。県では、派遣終了後にDMAT隊員や各災害拠点病院長から意見を伺いまして、課題を能登半島支援活動の気づきとして整理をしております。その中で、通信機能の喪失により情報収集に支障を来した、ある

いは活動の長期化に伴いまして派遣元病院の負担が増加した、あるいは派遣チーム間、被災自治体、被災者等との情報共有の不足等が課題として上げられております。

それぞれに対して検討を行いました結果、まず通信手段につきましては、令和6年度補正予算で、インターネットにつなげるためのスターリンクを整備いたしましたほか、令和7年度当初予算には衛星携帯電話の整備・更新のための予算を計上しております。また、三重県が被災した場合にDMAT等が円滑に活動できるよう、通信手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

DMAT活動に伴う各病院の負担の増加につきましては、昨年秋にもDMAT活動に対する補助制度の創設を国に要望したところです。また、DMATとしての活動の負担が一部の災害拠点病院に偏らないように、DMATの養成を継続的に行い、チームの増加を図ってまいりたいと考えております。

それから、派遣チーム間や関係機関との情報共有の課題につきましては、本来DMATをはじめとする保健医療活動チームの総合調整を行います保健医療福祉調整本部というのがあるんですけども、そこが担うべき事項であることから、調整機能の在り方について検討を行いますとともに、訓練等を通じて充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

やはりコロナ禍が影響したということではありますが、今急いで体制整備、充実に向けて取り組んでいただいているということを確認もさせていただきました。やっぱり現地の医療スタッフとの関わりであったりとか、やはりDMATチームからDMATチームへの引継ぎであったりとか、そういったところの課題があるという話も聞かせていただいて、それにも対応していただくというような方向も確認させていただきました。よろしく願いできたらと思います。

先ほど防災対策部長からも南海トラフ地震の発生確率が80%と高まったと

というお話がありまして、半島防災の重要性も確認をさせていただきましたが、災害医療についても私たちの地域も非常に心配をしております。孤立が多数発生し、多数の傷病者が命の危険にさらされると、そういった中で被災した病院の機能低下、水や医療資源の確保の困難といった状況の中で、医療活動に当たる医療スタッフにとっても、治療を受ける傷病者にとってもDMATの存在というのは非常に大きい、役割に対する期待も大きいというふうに思います。

南海トラフ地震で集落の孤立が懸念されている東紀州地域の南部において、DMATはどのような役割を担っていただくべきだとお考えなのか、御答弁をお願いします。

○医療保健部長（松浦元哉） 浸水等によりまして道路が寸断され孤立状況に陥った地域では、発災直後は、なかなか外部からの陸路での支援というのは限定的であるために、まずは孤立した地域内でのDMATが活躍いただくということが災害急性期の医療を担っていただく必要があるかなと思っております。

そのために、東紀州地域等での孤立地域が発生する懸念のある地域におけるDMAT隊員の養成に一層注力をしていきたいと考えております。

その上で、被災地域での医療提供体制にはやはり限りがあることから、地域外の関係機関と連携して重症者等を被災地外へ搬送することが必要かなと、このように考えておりまして、そのために能登半島地震での経験も踏まえまして、南海トラフ地震における空路も活用しました三重県独自の医療搬送体制が必要かなと考えています。

令和7年度当初予算には、そのための調査費も計上しておりまして、今後、早期に体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） ありがとうございます。

南部地域のDMAT隊員の数はやはり少ないですから、その養成といったようなところも働きかけていただきたいというふうに思いますし、広域搬

送の必要性にも触れていただきましたので、令和7年度からしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

広域搬送は必ずやらなければならない、地元ではなかなか対応できないというのが現実ですし、その現場でDMATチームがトリアージ、治療と搬送の決定など大変重要な役割を担うということは間違いないと思っています。

先ほど言いましたけれども、輪島市に派遣された看護師の方、本当に現場は大変だったということで、傷病者が次々と訪れ、症状によって次々と搬送先を決めて、自衛隊であったり、行政などのヘリコプターで搬送されていく。そのとき、家族が搬送先を確認できないと、あまりにも搬送が多いというようなところで、対応できなかったというようなお話もありました。

また、病院や診療所の患者カルテといったものも部外者がなかなか見るというのも困難な状況もあって、既往症や処方箋が確認できず困ったといったようなお話も具体的にありました。

DMATの隊員の皆さんは、病院での業務をほかのスタッフにお願いして、使命と責任感、それを持って災害現場へと向かっています。DMATチームが、少ない医療資源の中で活動していくための条件整備がまだまだ必要だと思っていますので、医療保健部としても県内災害、医療、福祉などでいざというときに活躍いただくチームのサポートといったような御答弁でもありましたけれども、引き続き御検討いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問に移ります。未来へ継承する世界遺産熊野古道の保全について伺います。

熊野古道世界遺産登録20周年に当たり、伊勢路歩き旅の価値づくりとしての熊野古道伊勢路踏破ウォーク、スペイン・バスク自治州から政府や保全団体関係者らを招いての記念シンポジウム、山歩きアプリ活用キャンペーンなどなどなど、たくさんの事業、活動を県としても取り組んでいただきました。

また、古道沿線各市町も20周年に関わってのイベント、事業に多数取り組

まれました。

私はこれまで熊野古道に関わって7度ほど質問、質疑をさせていただいて、古道の活用方策とか古道に人を呼び込む取組とかといった質問をさせていただきました。昨年12月15日に、熊野市文化交流センターで三重県主催による持続可能な保全体制づくりシンポジウムが開催され、野呂副知事が出席いただきました。

(パネルを示す) この表は現在、熊野古道伊勢路の保全に関わっていただいている団体の一覧となります。峠道などの安全な歩き旅ができるようにとふだんから支障木の撤去や草刈り、掃除など、地道な保全活動を続けていただいております。

また、保全団体を含め熊野古道語り部友の会、行政、関係団体など古道に関わる全て関係者が一堂に会し意見交換する場として、県は平成16年に熊野古道協働会議を設置し、年1回、2回の会議を開いていただいております。この協働会議には持続可能な保全体制づくり分科会というのも設置されまして、議論を進めていただいております。

シンポジウムでは、パネルディスカッションが行われましたが、協働会議世話人の熊野市の三石学さんと分科会座長の紀北町の玉津充さんがパネラーとして登壇いただいて、佐波局長がコーディネーターを務められました。

そして、会場からは保全団体の皆さんが意見を述べられました。

パネラーからは、保全活動の担い手不足、団体メンバーの高齢化、民間人語り部の負担感、市町の関わり方、私物の持ち出しなどを財政的な厳しさ、保全団体の連携不足などといった課題認識が示されました。

会場からもボランティア中心の活動の限界、保全の専門知識がない、保全関連資材の置き場所がないなど、活動しているからこそ感じる切実な意見が出されました。

今回のシンポジウムを通じて、世界遺産登録前から約30年以上、それぞれの峠道の発掘とその保全の活動を地域の皆さんが地道に続けてこられたこと、その方たちの努力が県や市町が進める古道による地域振興、観光振興につな

がっているということを改めて再認識もさせていただきました。

この保全に関する課題認識については、みえ元気プランの課題と取組方向にも記述されております。

そこで、パネルディスカッションのコーディネーターも務められた南部地域振興局長に伺います。熊野古道世界遺産登録20周年の節目を終えて、これまでの県の保全体制の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、これからの熊野古道伊勢路を大切な世界遺産として未来につなげていくために、南部地域、東紀州地域の観光振興、観光振興の重要な資源として未来につなげていくために、県としてどのように持続可能な保全体制を進めようと考えているのかお聞かせください。

よろしく申し上げます。

〔佐波 斉地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 熊野古道の保全について、これまでの取組と今後どのようにしていくかという質問をいただきました。

熊野古道の保全に関しては、保全活動を行う団体や商工・観光関係団体、県、市町等の行政機関など様々な主体が取りまとめた熊野古道アクションプログラムに沿って、市町や保全団体等と連携し、県としても取組を進めてきています。

また、地域内外の多くの方々に熊野古道を守り伝える活動を応援していただく制度として、世界遺産登録10周年の平成26年度に熊野古道サポーターズクラブを創設しました。サポーターズクラブ会員の活動の一環として保全団体が行う清掃活動への支援も行っているところです。

さらに、先ほど議員からも御紹介いただきました、令和4年度には熊野古道協働会議に持続可能な保全体制づくり分科会を設置し、今後の持続可能な保全の仕組みづくりについて議論を進めております。

このような取組を進めているところですが、保全団体の担い手不足、高齢化が進んでおり、構成員の減少や高齢者が多くを占める団体が見られます。

また、外部人材の活用では、サポーターズクラブ会員の保全活動への参加

は一部の会員にとどまるなど、十分活用できているという状況ではありません。

保全活動に係る財政的な支援についても、外部からの支援が十分とは言えない状況です。

現在、県では、古道の観光インフラ整備や魅力の発信など、熊野古道に関する県の取組を明確にするため、熊野古道活用プラン、仮称でございますが、これの策定を進めております。古道の活用に当たっては、保全が適切に行われることが不可欠であり、県が市町や保全団体等と連携して持続可能な保全体制の構築を進めていくことをプランに位置づけていきたいと考えております。

令和7年度につきましては、新たに市町や保全団体が行き組む保全活動に対する補助制度を創設し、財政的な支援を行っていききたいと考えています。

また、熊野古道の保全活動に関する専門的知識を有する職員を配置し、市町や保全団体の相談に対応していきます。

さらに、サポーターズクラブ会員が参加しやすい取組など、様々な主体による保全活動を進めていきたいと考えております。

引き続き、熊野古道アクションプログラムに沿って、持続可能な保全体制の構築に向けて、市町や保全団体等の方々と連携した取組を進めてまいります。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

熊野古道やその周辺地域は世界遺産に登録されたことにより、世界遺産条約の基本精神に則り保全に努め、次世代に確実に伝えていくために最善の努力を尽くさなければならないということになっております。

そういった意味で、やはり熊野古道協働会議の活動、そして今、局長から御答弁がありました熊野古道アクションプログラムに沿った取組、行政、各団体、地域の皆さんの活動がさらに広がりのある、深みのあるものになっていかないといけない、ステップアップしていく、そういった必要性を感じて

います。

この熊野古道活用プランも今後の活動ということでつくっていただくようなお話もありましたし、財政支援のお話もありました。やっぱりより多くの方に熊野古道というのを知ってもらって、そこにいろんな形で関わっていただくという仕組みづくりが大事なんだろうなというふうに思っています。保全に関わる団体の皆さんにとって、持続可能な熊野古道保全の仕組みというのを早急に構築する必要があるなというふうに改めて感じています。今、保全に関わっている皆さんが活動しやすい、そして活動が続いていくということが大事だと思っています。そのことなくして、熊野古道伊勢路の本質的な価値を理解し、伝え、現在の巡礼道を目指す取組というのはゴールに至らないのではないかなと思います。私も改めて努力していかなければならないと感じていますし、引き続き力を合わせて頑張っていきたいというふうに思っております。

最後の質問に入ります。「新日本フィル29市町巡回事業」についてお伺いします。

これは県の指定管理を受けて、三重県文化振興事業団の三重県文化会館が実施するアウトリーチ事業になります。三重県文化会館は令和3年から地域拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団と協働で、1年1市町へ出向く29年にわたる長期事業、新日本フィル29市町巡回事業を開始しました。

南北に長い三重県は、県立の文化施設の集中する津市になかなか行く機会がないと、そういった県民の皆さんもいらっしゃるのが現状だというふうに私は思っています。そこで、プロの演奏家が奏でる本物の音楽を県内各地に届けたいと、県立劇場としてのミッションを果たすため、音楽で街を元気にをスローガンにアウトリーチの音楽事業を展開していただいています。

令和3年度、4年度は亀山市で、令和5年度は四日市市で開催されました。そして今年度、令和6年度は熊野市で開催をされました。

新日本フィルハーモニー交響楽団が出している、(資料を示す)これはリーフレットですけれども、新日本フィル29市町巡回事業 in 熊野というこ

とで、熊野での活動をこういった形で進めるかも含めて紹介いただいております。

写真も文化会館からいただきましたので御紹介をさせていただこうと思いますが、（パネルを示す）これは6月に鬼ヶ城センターで行われました弦楽四重奏のコンサートの様子で、いつもはパーティーとかそういうのが行われる会場に多くの方がコンサートを聴きにお集まりになりました。

（パネルを示す）これは熊野市民会館でのコンサートの様子でございますが、9月に熊野古道世界遺産登録20周年記念ということで、スペシャルコンサートが開催されました。

（パネルを示す）こちらは2月1日に木管五重奏による親子三世代コンサートということで、休校となりました旧神上中学校で開催されたものでございます。子どもたちと保護者の方、そしておじいちゃん、おばあちゃんが参加してのコンサートということになっております。

その間、市内の各小・中学校でもアウトリーチによるコンサートが開かれました。芸術・文化振興三重県議会議員連盟の田中智也会長のお誘いもありまして、文化会館と熊野市教育委員会のお許しもいただいて、1月30日に熊野市立五郷小学校、飛鳥小学校、飛鳥中学校での木管五重奏コンサートに参加させていただきました。（パネルを示す）その様子の写真でございます。

3校とも全校児童生徒が30人ほどのごく小規模な学校でございますが、地域の皆さんも参加されておられました。

子どもたちの様子も知りたいということで参加しましたが、奏者のリーダーの方はアウトリーチ事業のベテランで、子どもたちは初めてのプロの演奏に終始目を輝かせて聴き入っていました。終了後に演奏者の方の回りを子どもたちが囲んで、楽器に触らせてもらったり、質問をしたりする場面もあって、子どもたちにとって本物の音楽に接する新鮮な体験の機会となったのは間違いのないと思います。

市民向けのコンサートや学校へのアウトリーチと市町行政と連携して各地を訪れ、地域地域に合った事業として展開いただいているすばらしい事業だ

と思いました。

私は環境生活農林水産常任委員で、この環境生活部の所管する事業であるわけなんですけれども、指定管理者の事業ということでお許しいただいて、今回皆さんにもこの事業があるんだよというのを知っていただきたくて質問もさせていただきました。

新日本フィル29市町巡回事業といった指定管理者の事業に関する県のアウトリーチに関する成果や課題、必要性の認識など、環境生活部長にお伺いしたいと思います。

あわせて、アウトリーチ事業について市町や文化関係団体、指定管理者等との連携の在り方など環境生活部として今後の取組の方向性などお聞きかせただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、御質問、アウトリーチ事業についてお答えをさせていただきます。

御紹介いただきました新日本フィル29市町巡回事業は、県内市町のホールや学校等様々な場所に出向きまして、地域の皆さんが文化芸術に触れ親しむ機会を提供するもので、三重県総合文化センターの指定管理者により実施されている文化プログラムでございます。

県としましては、地域の皆さんに本格的な演奏などの文化に触れていただく機会をお届けするということは重要であるというふうに考えておりまして、三重県文化振興計画では、年齢や障がいの有無、居住する地域などに関わらず、文化や芸術を鑑賞し、参加できるよう取り組むことを基本方針としております。

こうしたことから、文化施設と地域を結びつけるアウトリーチ事業に取り組んでいくため、その一つとしまして総合文化センターの指定管理者への仕様書にもアウトリーチに係る事業の実施を盛り込んでいるところでございます。

今年度の具体的な取組としましては、御紹介いただきました巡回事業のほかにも、子どもたちが学校でダンスや和太鼓など文化芸術を楽しく学ぶ文化体験プログラム、これは65回やらせていただきましたけれども、そのほか500円で気軽に音楽を楽しめるワンコインコンサート地域公演など、各地で事業を実施をいたしております。

あわせて、東紀州地域から直通バスで総合文化センターに来ていただき、音楽会等を鑑賞していただく、そうぶんバスツアーというのも実施しております。

こうした取組につきましては、定期的に県と指定管理者等で意見交換をしております、参加された方からはプロの演奏を生で聴ける機会は貴重だったというような御意見もいただいているところです。

一方で、このアウトリーチ事業につきましては、市町や各地域の文化施設に十分に知っていただいている、事業のよさをお伝えできていないというふうに感じているところでございます。

県としましては、実際にプログラムを見ていただければ、そのよさを実感していただけるのではないかなというふうに考えておりますので、市町への働きかけなどを通じまして事業を周知し、その活用を図っていきたいというふうに考えております。

引き続き、県民の皆さんが身近に文化や芸術に接することができるよう、アウトリーチ事業を推進してまいります。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） ありがとうございます。

やはり県民の皆さんにこういった事業をまず知ってもらい、関わってもらいというのをこれからも頑張っていただきたいと思います。

教育長にもお伺いしたいと思います。この新日本フィル29市町巡回事業により、子どもたちが芸術・文化に触れる機会が増えますし、この事業にかかわらず、やはり文化というものに子どもたちが直接触れる機会は大事だと思うんですが、今後の事業展開の期待感などお考えあれば聞かせてください。

○教育長（福永和伸） この事業に参加した子どもたちからの声も届いていて、生の演奏が心に響いたとか、近くで楽器を見せてもらってその大きさに驚いたとか、非常に感動を体感したような声が届いております。

子どもたちがこうした本物の芸術・文化に触れる機会というのは大変重要だと思っておりますので、今後とも大いに期待したいと思います。

また、今年度、鬼ヶ城でコンサートを開かれたというふうに聞いておいて、こういった音楽と地域の自然や文化を結びつけて提供するという取組というのは、やっぱりふるさとのよさを再発見することにつながると思います。郷土愛の深まりにもつながると思っておりますので、今後とも大いに期待したいと思います。

〔27番 藤根正典議員登壇〕

○27番（藤根正典） ありがとうございます。

県文化振興条例及び文化振興計画に則って、文化の力で心豊かに活力ある三重を実現していこうという流れですので、皆さんの力でやっぱり、学校現場も含めて、そういう機会を持っていただけたらと思います。

時間がなくなってきたんですけども、知事、今定例月会議の提案説明の中で、1月5日に開催された三重のこどもニューイヤーコンサート2025に触れられました。1900人満席の音楽コンサートということで、子どもたちが音楽に触れ親しむ姿を会場で目の当たりにして、子どもたちにとって文化の力がいかに大切かを再認識しましたと語られました。

申し訳ありません。時間がないんですけども、こういったアウトリーチ事業についての感想とか文化振興についての思い、あれば聞かせていただきたいと思っております。

○知事（一見勝之） 子どもたちが、これは音楽だけではないですけど、美術にも触れると、やはりにこにこできる、それから情操にも働きかけて発達を促すことができるというふうに思います。

三重県は文化に触れる場所が多いところというふうになるように、これからもしっかりと頑張っていきたいと思っております。

[27番 藤根正典議員登壇]

○27番（藤根正典） ありがとうございます。

時間が参りましたので終結させていただきます。ありがとうございます。
(拍手)

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。32番 東 豊議員。

[32番 東 豊議員登壇・拍手]

○32番（東 豊） 皆さん、こんにちは。

今日は2月27日ということで、いつも一般質問の冒頭には、今日は何の日ということで、御記憶にある方はいらっしゃると思うんですが、バカヤロー解散があったきっかけとなった日ということで、前は御紹介したんですが、実は今日調べてましても特に思い当たることが見当たらなかったんで、少しだけ前置きをさせていただきたいと思います。

実はあさつての話です。もう3月になってしまっていて、3月の1日なんですけれども、安全祈願祭の運びとなりました。これは一般国道422号というのがございます。国道42号から山間部に向かって、いわゆる宮川村方面に向かって走る道路の改良、もう長年やっていたいただいているんですが、その一

番入り口のところがトンネルで結ぶということでございまして、下地トンネルというのがいよいよ3月1日に安全祈願祭が行われるということでございます。

これは去年の10月の県議会一般質問で、中森議員が落札決定時の仮契約から議決時の本契約までのタイムラグについてということで、質問に取り上げていただきました。その後、知事、あるいは県土整備部など関係する皆様の本当に御尽力のおかげで、この日を迎えることができます。心から感謝を申し上げますとともに、いよいよ明後日に安全祈願祭が行われるということでございます。

また、知事におかれましても御出席をいただけるということで聞いておりますが、私からもよろしく。天気も暖かいんだと思うんですけども、何より工事期間中の、長丁場になると思うんですが、安全を心から一緒にお祈りをさせていただきたいなというふうに思います。

今日はそんな日でございます。あさっての話でございます。

では、東紀州選挙区選出の東豊でございます。通告に従いまして、大きい項目で3問ですが、順次質問をさせていただきたいなと思います。

午前中、藤根議員からも半島防災について、あるいは孤立対策についてと非常に関心の高い能登半島震災における気づきも含めて知事の御答弁も聞かせていただきましたことを私からも感謝申し上げたいと思います。

南海トラフ地震と津波への備えについてということで、防災対策部長にお伺いするわけですが、来年度の予算に津波災害警戒区域の指定に向けた取組を行うということを計上していただいております。

(パネルを示す) 1枚目ですね。今日は23枚用意しましたので、よろしくお願い申し上げます。これは地元の新聞社から写真をお借りしたんですが、今月の8日、紀北町で防災講演会というのが行われました。自衛隊第33普通科連隊の幹部自衛官による能登半島地震での活動についてと題しまして、地元の自治会であるとか自主防災会のメンバー、100人を超えたんだと思うんですが、非常に大勢の方が興味を持って集まってこられた、お話をしっかり

聞いておられました。

そのときの話の中身を少しだけお話をしますと、能登半島での活動についてということでした。発災直後の現地で捜索のための瓦礫除去、孤立地域解消のための道路啓開、避難所への物資輸送など、被災地支援の様子を写真や動画を交えて紹介されているところでした。その中で自衛隊の役割は生活支援であるということをごさいます、復興支援ではないところがちょっと難しいところなんだというふうに御本人が申しておられました。

例えば、孤立解消のための道路啓開はできるけれども、復興のための水道管調査などはできないと、資機材がないのでだというふうなことだと思うんですけれども、そんなことをごさいます。

それから、（パネルを示す）これはもう改めて言うこともないんですが、地形が非常に似ているという紹介も、この場で、これを、写真もやっぱりお借りしたものですけれども、そんなことをごさいます。三重県も地理的に類似点があり、能登半島で起きたことは警戒心を持ってぜひ備えてほしいというのをもう盛んに訴えていらっやいました。

三重県では、津波災害警戒区域、つまりイエローゾーンというふうに呼ばれますけれども、指定作業に取り組むということです。（パネルを示す）これが国土交通省の資料であります。津波浸水想定の設定というのは、三重県は既にされていらっやいます。その中で警戒区域、あるいは特別警戒区域を設定している都道府県の様子を表したものでございます。これは2か月前、令和6年の12月31日につくられたものを公表されているところです。東海、それから東南海、南海のいわゆるその南海トラフ地震を想定してつくっておられます。三重県と宮崎県におきましては、太平洋側でありますけれども、津波浸水想定の設定はされていますが、津波災害警戒区域及び津波特別警戒区域は設定していないということをごさいますのを御覧いただきたいと思えます。

それから、次のパネルもそうであります、（パネルを示す）これが一番右下に特別警戒区域、静岡県（1市）が指定されておりますが、こういう状

態ですね。これを御覧いただいて、（パネルを示す）次の映写資料ですが、5番目になります。南海トラフ地震で一番被害が大きいとされる静岡県内の指定状況から交付率のかさ上げなどを行っているという次の表がございます。

（パネルを示す）これもちょっと御覧をいただきたいと思うんですが、津波対策がんばる市町認定制度というのがございまして、これは津波警戒区域を指定をするということは、メリットとデメリットが両方あります。つまり、地域住民としては危ないんだとあまり公表してしまうと具合がよくない。特に観光施設を抱えている地域なんかはそうだと思いますし、当然地価の問題が絡んできますので、土地評価における影響もございしますが、今回、その後が続きますけれども、この伊豆市というのが実は特別警戒区域、日本で初めて現時点で唯一指定をしているというところを視察に行っていました。その下の西伊豆町というのがあるんですけども、ここは指定しないという方針でございました。比較対照するとよく分かります。駿河湾、それから伊豆半島、伊豆半島は早くから、修善寺というところ、温泉地を構えていまして観光地であるわけですけども、そんな状況です。

昨年の12月でありますけれども、ごめんなさい、ここで一旦切りますね。この津波災害警戒区域の指定に向けた具体的な防災対策部のスケジュール、取組状況、来年度の話ですけども、スケジュールについてお聞かせをいただきたいと思います。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（楠田泰司）** 津波災害警戒区域の指定に向けました取組内容と今後のスケジュールについて答弁いたします。

県が平成25年度に実施しました南海トラフ地震の被害想定調査では、地震による死者が最大で約5万3000人、うち津波による死者は約4万2000人と甚大な被害が想定されております。

南海トラフ地震の切迫性は年々高まっておりまして、津波に対する住民の危機意識を醸成し、そして津波からの避難対策をさらに進めるためにも、津波災害警戒区域の指定をできる限り早く行いたいというように考えており

ます。

指定に当たりましては法律、具体的には津波防災地域づくりに関する法律というものなのですが、この法律によりまして市町の意見を聴くことが定められているとともに、指定後は警戒区域内の社会福祉施設や病院、学校などに避難確保計画の作成と、そして訓練が義務づけられることとなります。

このため、令和4年度から沿岸19市町と警戒区域指定の必要性について意見交換を重ねまして、指定に向けた準備を進めてきました。

今年度は必要な予算を確保しまして、警戒区域の指定に必要な新たな津波浸水想定を作成を進めるとともに、警戒区域を指定した他県への調査を行いまして、具体的な進め方について整理を行っております。

また、昨年の9月には学識経験者等で構成します三重県南海トラフ地震対策検討会議を立ち上げまして、現在行っています新しい被害想定に加えまして、この警戒区域の指定に係る基準についても御意見をいただくこととしております。

今後のスケジュールとしまして、令和7年度はこの新たな津波浸水想定を踏まえまして、沿岸19市町を対象とした津波災害警戒区域（案）を策定したいと思っております。その上で、令和8年度はこの区域案について、市町と共に住民への説明を行いまして、法律に基づく公示などの手続を進め指定を完了させたいと、こんなふうに考えております。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） ありがとうございます。御答弁いただきました。

19市町が対象で、学識経験者も含めて地元市町に説明するというお話をいただきました。

そんなこともありまして、（パネルを示す）実は昨年12月に会派草莽のメンバー3人と、それから防災県土整備企業常任委員長の中瀬議員とで特別警戒区域指定、全国初と言いましたけれども、伊豆市を訪問してまいりました。真ん中にいらっしゃるのが菊地豊市長でございまして、親しく小一時間ですかね、意見交換をさせていただきました。この方は現在5期目なんです。市

長がですね。66歳ということだったんですけども、防衛大学の御出身でいらっしゃるしまして、実は話のやり取りの中で三重県から来ましたと言ったら、あっ、とても感謝しておりますと。それは久居駐屯地に駐屯したのが現場では一番長かったんだそうです。あちこち海外も含めて行かれたそうなんですが、17年前に一等陸佐から市長になられたというお話を聞かせていただきました。

そんなことで、その静岡県で、しかも全国で初めてオレンジゾーン、つまりイエローゾーンから次の段階、特別警戒区域の指定を受けたのが伊豆市が唯一でありますので、その市長の話聞くことができました。

御苦労話と思ったんですが、我々がお伺いしたんで話のやり取りの中で、実は市長というのは前面には各地には出なかったんだそうです。それはなぜかということ、やっぱり政治的な絡みとかあったりするんだと思うんですが、東京大学の防災の専門の先生がチームをつくってワークショップを自治会単位で随分入念にやられた結果、やっぱり我々の場所はイエローゾーンからオレンジゾーンにしてちゃんと備えなきゃいけないねというコンセンサスを得て指定を受けたというお話を聞きました。ここら辺りが非常に参考になりました。

ですので、本当に客観的に地域の人たちのコンセンサスを得るために、いろんな努力をされてこられたという話をお伺いしました。

そして、その後、海沿いにあります、（パネルを示す）これがまさに今回質問させてもらおうと思った施設を見せてもらったんですが、海水浴客、土肥地区というのがいわゆる駿河湾沿い、つまり目の前は駿河湾を越して富士山が見えるところなんですが、見てのとおり、海水浴場が目の前にあって、そこに避難タワーを造ったんですね。隣、松林があるところ、松林を切ってその場所に、つまり海水浴客やビーチイベントなどの観光客が一時的に避難し滞在できるタワーが去年の7月に完成をしました。それを見学させてもらったわけです。

（パネルを示す）これは非常に幅の広い階段で、蹴上げというんですかね、

蹴上げが非常に短くステップしやすい、逃げやすい、多分想定は1200人ぐらいだと思うんですけども、その人たちが一気に上がることができるような非常に上りやすい階段でございました。

(パネルを示す) これがその上の段ですね。少し幅は狭くなりますけれども、16メートルですかね、何かその辺まで書いてございます。そんなようなことで外観が、海から本当は写真を撮るとききれいなんですけども、インターネットではそれが分かるんですが、(パネルを示す) こういったとても津波避難タワーとは思えないような、そんな建物です。これは地元の物産であるとかもちろんレストランとかも整備されているところです。(パネルを示す) これもこんな感じで、これは防風林の松林を切ってここに観光防災という名目でお建てになられたということでございます。これに似たような施設は全国にもインターネットで調べると出てくるんですけども、これがもうはっきり明確に目標を立てて造っていただいたということでございました。

そんなような観光防災の観点からも非常に有効な施設だと感じたところで、観光や防災の機能などを併せ持った施設の整備の選択肢の一つとして、各地区、防災タワーをこれから、知事もかさ上げしていただいたのでできていますけれども、やっぱり一時避難だけではなく、しばらく滞在できるような、あるいは日頃から地域住民が親しめるような避難タワーがいいんじゃないかなというふうに見てまいりました。

そして、もう一つは、この伊豆市土肥地区の観光協会、旅館組合の代表者の方からお伺いしたのは、夏に南海トラフ地震臨時情報が出されました。臨時情報が出されたときにでも、この伊豆市の土肥地区の観光客のキャンセルが少なかったというんです。つまり、仮に地震が来ても逃げれる場所がここはちゃんとあるんだねということで、ほかの地区は結構キャンセルが出たらしいんですが、ここの地区についてはキャンセルは、ほかと比べて多くはなかったというお話も聞かせていただきました。

というようなことでございます。

もう一つ、そこで質問なんですけれども、この質問項目は平時から地域住

民に親しまれ身近な存在となることで、災害時のより迅速な避難につながるタワーが必要なのではないかと、望ましいと考えるところです。

地元に戻りますと、（パネルを示す）これはお隣の大紀町錦地区ということで、昔は昭和の町村合併の時代は同じ町でした、北牟婁郡だった大紀町錦地区のこれは26年前に、平成10年度ですけれども、完成した避難タワーでございます。5階建ての内部は平時のときは、これは県議会の皆さんも多分視察に行っていらっしゃるかと思いますが、集会所も中にあるんです。だから、日頃も使える、地域の人たちが使える集会所、それから防災資料の展示も行っていきます。防災意識の啓発の提供の場として整備されています。

当初、町議会はそんないつ来るかも分からない津波のために巨費を投じることに對する疑問の声がありました。しかし、最終的にはでき上がったということでございます。

そして、（パネルを示す）これが錦第2タワーでございます。さらに南海トラフの巨大地震で新たな被害想定を受けたときに、さらにいわゆる熊野灘寄りに第2タワーが平成25年に完成しています。これは鈴木前知事になってから建てられたものですが、錦地区海岸でこの地区のどういう風景かというと、（パネルを示す）右側が海ですね。橋梁があります。錦の湾があって、昭和19年の時は60数名かな、本当にもう流されて犠牲に遭われたという地区でございます。その後もちゃんと家が建ってきたのですが。

このような平時でも活用できる津波避難タワーについての防災対策部長の御見解をお尋ねいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 津波避難タワーの平時の利活用について答弁いたします。

地震の発生から津波の到達までに時間的猶予がない地域においては、命を守るための避難場所として津波避難タワーが重要な役割を果たすと考えております。

県では、市町がまだ足りないと考えている18施設の整備を促進するために、

令和5年度に市町への補助制度を創設しまして、昨年10月に志摩市に3基が完成したところです。これによりまして今、県内には38施設整備されております。

こういった津波避難タワーの利活用について、現状では市町の多くが災害はいつ起こるか分からないため、それに備えておく必要があること、そして安全管理上の問題等があるということで、避難場所としての利用にとどめていきます。

一方で、住民の皆さんが躊躇なく津波避難タワーに避難するためには、単に場所を知っているだけでなく、日頃から津波避難タワーが身近な存在であるということも重要だと思っております。そのために、津波避難タワーを地域の様々な行事の会場とするなど、平時の利活用を促進していく必要があると考えています。

先ほど議員のほうから大紀町の例を紹介していただきましたが、そのほかにも県内では紀宝町が防災意識の向上と観光を組み合わせた取組として、道の駅に隣接する津波避難タワーの屋上スペースを展望台として開放している事例もあります。

また、他県では、夜間の避難訓練と津波避難タワーからの星空観察を組み合わせることで、地域住民が楽しみながら津波避難タワーの機能や役割を学べる取組を行っている事例もあります。

こうした事例を市町で紹介しまして、津波避難タワーが住民の皆さんに親しまれ、身近な存在となるように、平時における利活用を促進していきたいというように考えています。

[32番 東 豊議員登壇]

○32番(東 豊) ありがとうございます。

そうですね。そのような取組を、ぜひ引き続き水平展開していただければうれしいなと思います。

次の質問をお伺いします。市町における事前復興まちづくり計画策定の促進についてと。これも私、議員に当選させていただいてから事前復興につい

では随分、毎回と言っていいほど質問させていただいていましたが、なかなか前に進まなかったのですが、今回、来年、津波災害警戒区域が指定されることで、区域に指定された地域をはじめ、県内の様々な地域で実際に大規模地震や津波に被災した後の復興、あるいはその備えとしての事前復興に対する関心が高まると私は予想しています。平時からあらかじめ復興計画のたたき台をつくっておくことで、被災後の市町復興計画の策定が迅速に行うことができると思います。

こうした備えができるということは、地域に暮らす県民の安心にもつながります。安心が一番大事だと思うんですが、県としてもこの機会を捉えて、市町の事前復興に向けた取組を今まで以上にしっかりと支援をしていくことが大事だというふうに思います。

都市の復興を計画対象とした都市計画などとも整合を図り、自治体ごとの復興計画を事前に定める事前復興まちづくり計画の制度があるのは御承知だと思いますが、計画策定などに国からの補助など一定の支援が得られます。その制度の枠組みは基本的には都市計画区域が対象となっているところがありますが、こうした制度の活用を進めるには都市計画区域を指定していない地域への啓発を含めて非常に有意義であると考えるところです。南海トラフ地震への備えが進んでいる静岡県では、多くの自治体が事前復興まちづくり計画を策定しているところですが、三重県内では策定している市町はないと聞いています。

そこで、県土整備部理事に質問をさせていただきますが、県内市町の事前復興まちづくり計画の策定を促進していくべきと考えますが、県としてどのように、これまでも取り組んで来られたと思うんですが、これからさらに一層力強く進めていただきたいと思うのですが、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 市町の事前復興まちづくり計画への県の取組について御答弁いたします。

南海トラフ地震やそれに伴う津波によりまして大規模な災害が発生し、地域が甚大な被害を受けた場合は、被災市町は県の復興方針に基づき復興計画を策定し、復興事業に取り組むことになるため、早期の復興計画が求められます。これは先ほど議員からも御紹介いただいたところでございます。

しかし、被災市町では、被災者支援や応急復旧対応に追われることが想定されるため、被災した後に速やかに復興計画が策定できますよう、事前に復興後のまちの将来像を描いておく事前復興まちづくり計画の策定が重要と考えております。

そのため、県とみえ防災・減災センターでは、市町職員が事前復興まちづくり計画の策定に取り組む際に必要となるノウハウの習得を支援するため、発災後の復興手順や被害想定を踏まえた計画づくりを学ぶ復興事前準備研修を実施しております。

このような取組を進めることで、市町における復興事前準備の機運が高まるのが事前復興まちづくり計画策定につながっていくと考えております。

現時点では、御紹介がありましたように、県内市町において事前復興まちづくり計画を策定するまでには至っていないところでございますが、引き続き市町に対して国の各種ガイドラインや補助制度の情報提供を行うとともに、説明会や復興事前準備研修、個別相談などを通じまして、事前復興まちづくり計画策定に向けたノウハウの習得の支援や計画の必要性を啓発することで、早期策定を働きかけてまいります。

また、事前復興まちづくり計画は、産業や医療・福祉施設等の配置や土地利用を想定し計画することから、計画の検討に当たっては住宅、産業、教育、医療・福祉等の各分野と連携することが重要となってきます。

南海トラフ地震に備えて、各分野と連携し、計画づくりを進めている先進的自治体を研究いたしまして、市町が事前復興まちづくり計画を策定するためには、関係市町としっかり連携して、市町への協力・支援をより一層行っ

てまいりたいと考えております。

[32番 東 豊議員登壇]

○32番（東 豊） ありがとうございます。引き続き、これまでもやってきましたけれども、やっぱり市町に出向いて説明会を、事前に関係課の意見交換のできる場の提供をぜひつuckingていただきたいと、回数を増やしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。ここまですが津波災害警戒区域の指定を踏まえて、平時から活用できる津波避難タワーや市町における事前復興まちづくり計画の策定の促進について提案をさせていただきましたが、事前復興の観点からもう一つ、ここは最終目的と私のイメージする一つの目的地であるわけですが、石川県が2月3日に公表した人口推計によりますと、能登半島地震で大きな被害を受けた輪島市や珠洲市など6市町の令和6年の1年間の人口減少は前年の2倍ペースであったことが明らかになっています。これは新聞報道でも明らかです。

県民の安全の確保に加え、被災後の復興の観点からも津波等の大規模な被害が想定される地域では、高台集団移転、高台への防災集団移転促進事業の検討が進められるのではないかと想定をされるんです。（パネルを示す）これがその図でありますね。これも国土交通省から。これも以前もお出しをしたことがあります。一番右下に国の補助のこの様子を書いてございます。

国の防災集団移転促進事業では、令和2年度ですが、規模の要件を以前は10戸ということだったんですが、それを5戸に緩和しました。少なくとも5戸でも大丈夫だと。今年度L1、レベル1津波に対する防潮堤整備を行いつつ、5戸以上の小規模かつ段階的な移転が可能になりました。つまり、段階的ですから、一気に移ってもらわなくてもいいということになったようであります。

また、東日本大震災の復興から岩手県大船渡市で取り組まれた差し込み型集団移転などの支援制度へと拡充がされているところです。（パネルを示す）これは大船渡市の集団移転の差し込み型という大船渡市型と言ってもいいらしいんですが、今までは丸の真ん中で大規模に造成をして集団で移転すると、

コミュニティーがそのまま保たれるというところもメリットもあるらしいんですが、実はそれは時間もかかるし、費用も投資もかかるということで、差し込み型で既存の空いている土地を1戸ずつ差し込んでいくという移転の形式でございます。そういった支援制度への拡充が行われているということでございます。

そこで、県土整備部理事に再びお尋ねをしますが、地域や市町が防災集団移転について支援制度を十分に理解していただくことがまず大事だと思います。そして、効果的に活用できる支援を行っていくべきと考えます。

例えば、具体的にそういったことを希望されていらっしゃる市町につきましては、具体的に寄り添って支援をすることが大事だと思うんですが、御答弁をお願いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 防災集団移転の支援について御答弁いたします。

先ほども御紹介いただきましたけれども、津波災害警戒区域等において防災集団移転を実施するには、国の補助事業である防災集団移転促進事業が活用できます。

この事業は、自然災害が発生した地域、または災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域から住居の集団移転を促進することを目的として、市町等に対して事業費の一部を補助するもので、補助率が4分の3となっており、市町の財政負担が少ないものとなっております。

また、先ほども御紹介いただきましたけれども、移転先となる住宅団地の要件が10戸から5戸に規模が緩和され、また既存集落や市街地の空き地の活用も可能となる差し込み型など小規模かつ柔軟な移転が可能となるよう、制度の拡充が図られておるところでございます。

県では、これら国の支援制度につきまして、市町都市計画担当者会議、三重県市町等防災担当者連絡会議において、情報提供・周知を行っているところ

ろでございます。また、市町から事業に対する問合せや個別相談に対しまして国に確認を行うなど、情報収集に努める制度の説明や助言を行っているところでございます。

この事業は移転促進区域の設定、災害危険区域の指定、津波災害警戒区域等のイエローゾーン・オレンジゾーン・レッドゾーンの色別によって補助対象が異なるなど複雑な制度となっております。

このため、全国の先進事例を参考にいたしまして、制度の効果的な活用について研究するなどして、引き続き市町の実情に合わせ防災集団移転事業が活用できますよう支援してまいりたいと考えております。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

先進事例を参考にしておく説明をするということですが、実は先ほどちょっと御紹介した錦の津波避難タワーですが、あれは26年前に造りました。そのときは、造ってほしい、必要だということで造ったわけですが、あれから20年。皆さん、定住人口の方は、女性の方が多いんですが、一人で住んでいらっしゃる方、それから古い家に住んでいらっしゃる方がいらっしゃって、要支援じゃないと階段は上れないという人がおられるんですね。つまり、20年たつと街の様子が変わってきた。

それで、仮にですけれども、そういう人たちの要望を聞くとするならば、いわゆるその今住んでいるところ、流されてもいいんだという諦め感、それを後継する若い人がもう地元には帰ってこないという、いわゆる負のスパイラルが働いて、つまり人口がどんどん減っていく、そのときに一緒に逃げようよと、高台まで逃げようよと言ってもなかなかついてきていただけない方のために、希望はもちろん必要なんですけれども、高台10メートル以上、つまり15メートルぐらいまでのところに差し込みして移転できれば、その仕組みをぜひつくってほしいなど、高齢化が進む、あるいは人口減少になっている地域にとって本当に最後のとりでかもしれないです。事前に集団移転をさせていくという促しですね。これはあくまでも市町が決めることでありますし、

地域住民の意向を尊重すべきだというふうに考えます。

以上で、この南海トラフ地震についての質問を終わり、次の項目に移ります。

人口減少対策の取組についてをお尋ねします。地域の特性に応じた人口減少対策についてでありますけれども、国・県・市町が抱える大きな課題であり、長期的な対策が求められます。これまで議会でも一般質問などで何度か取り上げてこられたことですが、令和5年に策定した三重県人口減少対策方針では、社会減対策の取組方針として人口減少の状況は県内市町によって異なるということでございます。市町や地域の市民に意見を聴き、課題やニーズを把握する中で、地域の特性、実情に応じた対策を行っていくことが必要と記されています。

人口減少に対しては市町ごとの対策が当然必要ですが、さらに県として広域的、県域的な視点で市町に寄り添った取組を進めることが求められると考えますが、その取組状況を政策企画部長にお尋ねをします。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） 地域の特性に応じた人口減少対策の取組状況について御答弁申し上げます。

三重県では、平成19年をピークに人口減少局面に入っており、令和4年10月から令和5年9月にかけての人口動態においては、全ての市町で死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況となっております。一方で、北勢地域と中勢地域では社会増となっており、地域により人口減少の状況は異なっている状況でございます。

こうした中、令和6年度は60回以上の市町への個別訪問を重ね、それぞれの市町が抱える課題や重点的な取組について意見交換をしております。その中で地域の実情に応じた対策を圏域ごとで市町と検討するため、全体会議に加えまして、五つの圏域別市町会議を今年度はそれぞれ各2回ずつ開催させていただいたところでございます。

市町との圏域別会議には、移住促進課や南部地域振興局、地域防災事務

所・地域活性化局も参加し、各市町の取組状況の共有や人口減少対策の視点から将来を見据え、例えば商業や交通、医療・福祉などの都市機能を維持するための課題についても議論をしているところでございます。

北勢地域では、50年後も都市機能を一定確保できると想定されるものの、現在人口構成比の多くを占める40代が高齢化、リタイアする20年から30年後には産業の担い手不足が顕著化すること、伊賀地域では、都市機能維持に向け各市がそれぞれの強みを生かした広域連携を検討する必要があること、東紀州地域では、人口減少下における持続可能な地域に向けた対策として、関係人口づくりの仕組みづくりに連携して取り組むことなどについて、市町から意見や提案をいただいたところでございます。

今後もし引き続き、各市町の声をしっかり聞かせていただくとともに、圏域別会議においては地域の特性に応じた具体的なテーマについて議論を深め、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

[32番 東 豊議員登壇]

○32番（東 豊） ありがとうございます。

圏域ごとに北勢から南部まで御紹介をいただきました。引き続き聞き取りをして、寄り添った形で政策立案をお願いしたいというふうに思います。

県内でも特に人口減少や若者の流出が著しい南部地域において、将来的に地域活力の維持が困難となることが懸念されています。生まれ育った地域に住み続けたい思いがあるものの、日常生活の不便さや地域の課題からますます地域を離れる住民もいらっしゃいます。南部地域の活力を向上させていくためには、若者をはじめ地域の人々が住み続けたいと思える地域づくりを進めるとともに、地域外の人たちが南部地域に一層の魅力を感じ、地域外から活力を呼び込むことが必要です。

（パネルを示す）これが10年間です。2014年から2023年まで約10年間に人口減少率を100としたときに、今どうなっているのかという率を表したものです。南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、大台町、鳥羽市、志摩市、それから御浜町、紀宝町は頑張っていたいただいていると思いますが、8割、

84%以下ですね、75%までみるみる、特に10年間で約25%減っているところに私は住んでいます、もう肌で感じます、この人口減少と空き家につきましては。

これは県全体ですと約94%ですので、こういう人口の集約しているところはあまり気がつかないと思うんですが、いや、気がついていらっしゃるかも分かりませんが、特に東紀州地域を中心に南部地域はみるみる人口が減っているということですので、南部地域振興局では、実践的ににぎわいだとか人口還流であるとか若者の定住、特に施策を行っているのかお尋ねをします。

〔佐波 斉地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 南部地域振興局における人口減少対策の取組について答弁します。

南部地域振興局においても、三重県人口減少対策方針に基づき、定住やUターンの促進に向けた取組を実施しています。

具体的には、地域への愛着・誇りの醸成に向けて、地域外の大学生等を対象に、地域の課題解決を目的とした長期フィールドワークや、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうバスツアーを実施しています。

また、にぎわいがある南部地域に向けて、農林水産業の作業体験の参加による関係人口の創出や、地域で活動する人々のネットワーク形成を目的とした連続講座の開催などに取り組んでいます。

さらに、地域産業の活力向上に向けて副業や兼業など多様で柔軟な働き方を創出するため、今年度、スポットワークの利用促進に向けた調査を実施しているところであり、来年度はそれを踏まえて実証事業につなげていきたいと考えております。

引き続き、南部地域振興局としても市町とより一層連携し、人口減少対策に取り組んでまいります。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） 御答弁いただきました。

やっぱり熱い思いというものが、行政ってなかなか不得意かも分かりませんが、我々政治家、議員をやらせてもらおうと、やっぱり熱量がないと相手に伝わらないというのを毎日経験しているところがございます。ぜひ三重県南部地域の人口減対策については本当に待たなし、もう喫緊の課題であるということをぜひ心に入れて、腹に入れて取り組んでいただきたい。これまでもやっていただいているとは思いますが、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、人口減少に対する3番目ですね。県と市町との関係性と役割分担についてお尋ねします。

南部地域においては、県内若者の定着や人口還流、にぎわいのある南部地域に向けて様々な取組を、先ほど御答弁いただいたように、やっていますが、まだまだ課題は多くあると考えます。県内でも特に人口減少が激しい南部地域において課題を解決しようとした場合に、県はよりきめ細かく市町に寄り添う必要があるというふうに思います。肌感覚で地域住民の方々の希望、我々を通してでもいいし、その方法もあるし、直接いろんなことを一緒にやりながら、寄り添いながらやるということが必要だと私は思います。

地域の方々からは、こんな声、以前も申し上げたかも分かりませんが、以前と比べて県の本庁と地域機関の関わりとか県と市町の関わりが希薄になっているのではないかという地域住民の、いわゆる県民の声を聞くことがあります。それは20年前とか30年前ぐらいのお話と比較されるかも分かりませんが、当時はよかったねという言い方はするかしらないかは別として、時代は変わったねという意味合いのことも言われます。

これらの地域の声も踏まえて、県と市町との関係性、つまり役割分担をどのように考えているのか、県と市町との関わりについて地域連携・交通部長、よろしくお願ひします。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、人口減少下における県と市町との関係性、役割分担について御答弁申し上げます。

県と市町との関係性につきましては、県は市町と対等の立場において信頼、かつ協調していく関係性を保持することが大切であり、また県の役割として、市町の自主性・自立性を尊重しながら広域性・専門性を発揮し、適切な助言や調整、支援等の役割をきめ細やかに果たしていくことが重要であるというふうに考えております。

県では、県と市町の共管組織として設置をしました県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組みなどを生かし、あらゆる段階で市町と一緒に協働の場づくりでありますとか、地域づくりに向けた取組を進めているところでございます。

具体的には、円卓対話でありますとか、あるいは市長会、町村会との意見交換会の場、こういった場を通じまして現場視察も交えながら、市町長から直接地域が抱える課題についてご意見をお聞きする、こういったことをしまして市町のニーズの把握に努めているところでございます。

また、県と全ての市町の関係課の職員で構成いたします検討の場を設けておりまして、全県的に取り組むべき課題、例えば人口減少下における持続可能な地域コミュニティづくりといったテーマで情報交換、あるいは意見交換を行っており、それぞれの地域に適した取組について検討する機会となっております。

また、さらにこの協議会では、県の地域防災総合事務所・地域活性化局ごとに管内の市町と一緒に地域の課題を共有したり、対応策についての検討を行って取組につなげております。具体的には若者の定住を促進する啓発活動、こういった取組を地域機関と管内市町の職員が協力して行っているというところでございます。

あと、人口減少が著しい南部地域におきましては、こうした枠組み、取組に加えまして、南部地域13市町、それから南部地域の四つの地域活性化局、それから本庁であります南部地域振興局などで構成いたします南部地域活性化推進協議会、これを設置いたしまして、課長レベルの会議に加えまして企画担当者などで構成する会議を定期的を開催しております。

こうした会議におきまして、県がコーディネート機能を発揮して市町間の連携を促進することで、広域での移住体験ツアーなどの複数の市町が連携した人口減少対策に関する事業の構築にもつながっております。

人口減少が進む中で、地域の活力を維持していくためには、今後一層市町に寄り添いながら地域づくりを進めていくということが必要であるという風に考えております。

こういった枠組み、仕組みも活用しながら県と市町の連携による取組をより丁寧に進めること、それから市町長との面談など様々な機会を通じまして、相互の信頼関係を醸成し、協力できる関係を築いてまいります。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） 御答弁いただきました。

すみません、先走って。知事に質問させていただきます。地域防災総合事務所というのと地域活性化局というのは二つ地域機関にあるわけです。県が市町や地域の声をしっかり拾い上げる、寄り添ったという形で今、部長に答弁いただきましたけれども、地域の課題解決に向けて的確に対応していくためには、市町や地域により近い地域機関の役割が非常に大きいというふうに考えます。現状の県庁の組織体制では、市町や地域が直接本庁と業務を進めることが多く、その結果、地域機関と地域とのつながりが希薄になっているという現実もございます。

例えば、私で言うと、紀北地域活性化局でありますけれども、地域機関にもっと権限と予算を持たせたり、それから市町や地域住民の声を聞く体制づくりを進めたりするなど、地域機関が地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことができるようにする必要があると考えます。地域機関がより身近に市町や地域住民とコミュニケーションが取れる、これは一緒に汗を流すというのが的確な言葉かは分かりません。一つの予算を与えているんなミッションをして何かしようとしたときに、やっぱり一緒に働かないとできていけない事業がございます。それが地域機関の役割だと私は思います。

現行の組織体制はついこの間、発表されたわけですが、見直しも含めてこ

れからの地域機関の在り方について、強弱をつけていく、もっと濃厚につけていくという必要があるかと思いますが、知事の御所見を賜りたいというふうに思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 地域機関のお話をさせていただく前に人口減少、本当にもう大変なことになっていまして、昨日ですかね、発表されました韓国、2024年の合計特殊出生率が0.75ということで、2023年の0.72よりは上昇したんですけど、これも長く続かないんじゃないかということも韓国自身も分析をしているということで、日本は1.20の合計特殊出生率です。これも静止人口には程遠いものです。三重県も残念ながら1.29ということですので、これも何とかしていかなきゃいけません。

それから、社会増は難しいということはあるかもしれませんが、社会減をちょっとでも減らしていけないかので、来年度予算、移住にも力を入れてやっておるところでございます。

御質問いただいた地域機関との関係でございますけれども、ヘッドオフィスと、それから地域機関、これは車の両輪と言うとちょっと違うかもしれませんが、一緒になって各市町に対して県の広域性、それから専門性を發揮して、こういうやり方があるんじゃないですかというアドバイスをしたり、あるいはほかの市ではこんなことやっていますよ、ほかの町ではこんなことやっていますよということをお伝えをしていく、これもとっても大事なことだと思っております。

実は私自身、前の職場で地域機関を2回経験しております。33年ほど前ですかね。神戸海運監理部で勤務しましたし、それから25年ぐらい前ですが、中部運輸局でも勤務をしました。大事なのは、そのニーズとかシーズというのは地方にありますので、ヘッドオフィスが考えるのは机の上で考えていることですから、そこでニーズやシーズを掘り起こしてどういうやり方があるのかということも実は地方で考えないと駄目です。ですから、私、中部運輸局の部長のときには、大分本省に嫌がられていろんな提案をしてこういうこ

とをせなあかんやないかということを書いてまいりました。

私は、円卓対話の機会などを捉えまして、県庁の地方機関の所長方ともお話をする機会を持っておりますし、地域機関の若手の職員とも話をする機会を持って、地域機関の方々がどんなことを考えているのかということのを少しでも把握しようというふうに思っています。まだ皆さんが提案せなあかんねんということには言うていません。あんまり言うと萎縮してしまってもいけないで。

ただ、地方機関というのはそういう気概を持って、本庁ヘッドオフィスに、いや、こんなことせんと駄目ですよと、地方のこと知らんでしようということをして私は言い過ぎたんで大分嫌われましたけど、でもそれは言い過ぎるぐらいのことが大事だと思います。

知事がそういう経験をしているというのも、私は大事ではないかなというふうに思っております。

ただ、だんだん時代が変わってくると、各市町とそれから本庁との間が短くなっていくというかですね、近くなってきます。かつては、三重県内に69の市町村がありました。それが平成18年には29市町、今の市町の形になっています。

そうすると、69あったときには、本庁はちょっと遠いというか、まず地方組織に話をして、それから本庁に話をすることがあったと思うんですけど、今はもう29ですから、私も円卓対話、直接やっていますし、そういうことは言いやすくなるということ、それからもう一つは交通ですね。例えば、道路ができますと各市町から県庁に行きやすくなるということもあって、鉄道もそうですけれども、その距離が縮まる。そうすると、間にある地方組織が中抜きにされてしまうということがあると思います。

ただ、地方組織は依然として重要です。そこは議員もおっしゃったように、地域に寄り添って顔の見える関係を構築して、本庁に対して本庁が分からんことを提案していく、それをやらんとあかんというふうに思っております。

そのためには何をするかと言うと、私は中部運輸局でやっていたのは、県

とか市町に出向いて行って、こんな仕事がありますよ、こういうニーズはありませんか、それでしたらこういうことで解決する方法がありますよ、これをやらんといかんというふうに思います。

今、副知事からも話をしてもらっているんですけども、各地方局、あるいは南部振興局もそうですけれども、市町に出向いていってお話をする、待っているんじゃなくて、そういうやり方をしてもらいたいと思っています。

案件は地域ごとに違いますので、人口減少や災害の対応、交通、それぞれ違うものがありますので、そういった関係をこれからも強固にしていってもらいたいと思っていますところでは。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） ありがとうございます。

ちょっと時間がね、答弁が長かったのですが、最初のくだりは、なるべく地方から中央にという感じだったです。

しかし、でもやっぱり出向いていくということが大事だということで、ぜひその方向性、知事自ら、あるいは知事に代わる人たちが自ら特に地方組織に働きかけてほしいなというふうに思います。

正味2分ちょっとですが、これも前回、1年前に用意をした原稿だったんですが見送ってしまったものがございまして、一方的にちょっと質問します。

これも観光部長にお尋ねをするんですが、最後、知事にもお答えいただきたいなと思って用意したんですが、行き届くかどうかです。

訪日外国人につきましてですが、先日、インバウンド誘客については代表質問で服部議員も質問されていました。タイのことを御紹介しながらということですが、少し角度を変えて質問したかったんです。実はインフルエンサーとか、つまりユーチューバーとかいろんな情報、SNSで発信されますが、オンラインでニーズを把握するというのも大事。でも、リアルでやっぱり本当にインバウンドの人、特に欧米の方々が旅行されているときに、直接インタビューして聞き取り調査をすべきじゃないかと。それはサンプルが少ないかもしれないけれども、やっぱりそういう人ももっと口コミが増えてい

くのがどういふことなのかなといふことをこれちょっとはしよって申し上げますが、ロコミといふのは非常に大事だといふふうに思います。その辺の観光動向調査のお考えを聞かせていただきたいといふふうに思います。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 県では、従来から観光庁が公表しております宿泊旅行統計調査などのデータ分析をしておりますが、それに加えまして今年度はスマートフォンの位置情報に基づく、いわゆる人流データも把握しながら、三重県に来る前後にはどこを訪問していたかといった情報も収集することとしておりますし、認知度でありますとか情報収集手段、本県を旅行先に選んだ理由やきっかけといった情報もアンケートで調査することとしております。

さらにクレジットカードなどの決済データも把握しまして、より効果を検証しながらインバウンド誘客の取組を進めてまいりたいといふふうに考えております。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） 知事に、観光立県三重といふものを目指してはどうかといふ質問です。お答えいただければと思います。

○副議長（小林正人） 答弁は簡潔に願います。

○知事（一見勝之） 非常に重要な御質問をいただきました。

これは観光部と話も実は事前に、お話をいただいたときに、もうやっとながなといふふうに思いましたけど、でも、あえて宣言をするといふことは大事なことかといふふうに思います。これからまた議論を重ねていかせていただきます、考えてまいりたいと思っております。

〔32番 東 豊議員登壇〕

○32番（東 豊） 時間が来ましたのでこれで一般質問を終結します。

ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。（拍手）

休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後 2 時11分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。34番 今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきますが、今回からこれまでは30分ずつ二人で1時間という形だったんですけど私一人になりましたので、あと30分お付き合いをいただきたいと、そのように思います。

それでは、通告に従いまして、まず1点目、指定管理者制度における今後の対応についてということで、一つ目と二つ目は9月に質問をさせていただいたことがどのように検討され、実施されているのか、また、今後されていくのかということを確認させていただきたいと思います。

指定管理者制度における今後の対応についてのところでは、9月に人件費等をしっかりと再算定してもらおうということで検討する、12月補正をするということで聞かせていただいて、実際そのように対応していただきました。

一方で、そのときに頂いた資料を見ると、部によっては若干ずれがあったように思います。その辺りも含めてなんですけれども、総務部から代表してどのような思いで取り組んでもらったかを、まずちょっと聞かせてもらいたいと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 指定管理者制度につきましては、県の設置する施設につきまして、民間事業者ならではの知見を生かした柔軟な施設運営により県民サービスの向上につなげる制度ということで、我々としましては創意工夫ができるような一定の裁量権を設定することが一つのポイントではないかというふうに考えているところでございます。そのため、制度導入に当たりましては類似施設でありますとか他県の事例、そういったものを参考に指定管理料や管理基準等を検討し、公募で実施しておりますところでございます。

基本的には5年間で協定を締結しまして、各年度の指定管理料を協議により定めておるわけですがけれども、年度途中においても物価変動など不測の事態への対応については両者が協議を行うというような形にしているところでございます。

令和4年度、令和5年度におきましては、原油価格・物価高騰等の急激な社会情勢の変化というものがございましたので、指定管理料の年度内の再算定を行うように私どものほうから各部局に促したところでございまして、今年度は、それに加えて人件費についても、賃金物価上昇の状況を踏まえて、指定管理者との協議を通じて指定管理料の見直しを行うよう、全庁的に通知をしたところでございまして、12月補正予算において措置をしたところでございます。

総務部としましては、今後も人件費や物件費の急激な変動など社会情勢の変化を注視していくとともに、そのような変化が生じた場合には、指定管理料の適切な見直しに向け、他の事業者支援施策との整合性も図りながら、参考となる単価等を示すなどの工夫も行いながら、全庁的に足並みをそろえた対応が取れるように各部に丁寧に周知をしていきたいというふうに考えております。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

今回の対応、本当に総務部として指定管理者制度を導入してもらったる各部としっかりと協議してもらいながら進めてもらったんだと思いますし、

12月補正予算で賃金上昇分、物価上昇分が算定をされて、1億7700万円余りが認められたということでありますけれども、一方でまた最終補正予算のほうに、一部のところからまた賃金分に関して補正予算として上がってくるというふうにも聞いておりますので、今後、今回総務部のほうから通知を各部に出してもらったと思うんですけれども、その通知の趣旨、目的、どういうふうに受け手側が、しっかりとした文章を出してもらったと思いますけど、受け手側がしっかり理解をできるような、また各部それぞれの個別の特色もあると思うんですけど、最低限ベーシックなところはしっかりそろえていかなければいけないというものでもあると思いますので、その辺りのところで今後しっかりと進めていっていただきたいと思います。やっぱり県のそういった取組が民間事業へも波及をしていくと思いますし、また、県の発言力の強化にもしっかりやっておれば魂の込められたお願いもできると思いますので、そういった意味で今後しっかりとやってもらいたいと思います。

また、委託事業についても、前回も少し触れさせてもらいましたけれども、しっかり国の動向等も踏まえながら適切に対応していってもらうということですので、こちらのほうは期待をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に入らせていただきます。こちらのほうも前回質問させていただいたことですが、入札制度の見直しについてということで、前回9月のときに、物価高騰、エネルギー価格高騰に対応した発注標準に変更するべきじゃないかということを質問させていただいたのと総合評価方式の入札制度における技術提案の部分の採点がブラックボックス化に今はなってしまうので、その辺の公平性とか、また透明性を高めていく、そういった取組をしてくださいということでお願いをいたしました。

当時、答弁としては、発注標準とその運用を定めた発注方法の取扱いについて見直しを検討していきたいと思いますということと、そのとき私、一つの提案をさせてもらったんですけれども、技術提案の部分に対してサンプル調査等をしていくことも一度、業界の方々等の意見も聞きながら両方のこと

に取り組めるところは取り組んでいくよう検討していくということでありましたので、検討結果として来年度から変わることがあれば教えていただきたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 本県公共工事の発注標準の見直しと総合評価の公平性を高める取組につきまして御答弁いたします。

9月定例会議の一般質問において議員から御提案いただきまして、よりよい入札制度となるよう検討を進めているところでございます。

まず、発注標準の現状でございますが、前回もお話がありましたけれども、現行の発注標準における工事価格帯は平成26年の改正以降は見直しを行っておらず、その後の物価上昇等の反映が必要な状況となっております。

現在、建設業界の意見も聞きながら、発注標準及びその運用を定めました発注方法の取扱いについて見直しの検討を進めており、令和7年6月に改正を行う予定でございます。

次に、総合評価の公平性を高める取組につきましては、地域機関で審査された総合評価案件の中から数件をサンプルとして収集し、本庁職員が審査内容を検証する方法の検討及び試行を現在行っております。令和7年度から運用する予定であります。

また、透明性を高める取組につきましても、その方法を検討しているところです。

入札制度につきましては、引き続き物価変動等の社会情勢の変化も考慮の上、公平感・安心感を持って御参加いただけるように制度の見直しや運用に努めてまいります。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○**34番（今井智広）** ありがとうございます。

発注標準については、今の御答弁で令和7年6月に改正をしていただくということですので、今、2月ももう終わりで、3か月たったら変わるということですので、しっかりと業界団体の皆様方に周知をしていただくことも大

事だと思いますし、また、発注方式についてもいろいろと工事を合わせてちょっと金額が上がって入れるクラスが変わるとかそういうこともありますので、適正に、公平に入札を今後も行っていってほしいと思います。

サンプルについても令和7年度からやっていただけるということでありますので、そちらのほうを、皆さん、ちゃんとやってもらっと思うんですけども、やっぱりダブルチェックということにおきまして、本庁のほうで令和7年度からやっていただけるということなので、よろしくお願ひいたします。

透明性については、引き続き検討していくということですが、例えば、前も言ったかも分かりませんが、技術提案のところは各20点満点の三つの項目についての採点で合計60点で、今はまとめて例えば45点とか50点という、その打ち出しですけれども、これを三つそれぞれに分けた形での点数の発表に変えられるのであれば、より透明性は高まるということになると思いますので、その辺りも含めてしっかりと取り組んでほしいと思います。

入札制度については、先ほど若干つながる部分もあると思いますけれども、中森議員や東議員のほうからも提案があった、資材価格高騰等に対する特例措置でありますとか、そういったこともしっかりと取り組んでいただきました。

また、盲・聾学校のほうもようやく決めていただいてありがたく思っております。私も健康福祉病院常任委員長の時代にあそこの土地に関しては取り組んでおりましたので関心を持つとったんですけれども、あの工事については分離発注していただく、特に木をすごく使っていただく、そういった建物で、分離発注が普通なのかは分かりませんが、私のほうが今言いたいのは、今後可能なものは分離発注していただいて、建築、また電気、また機械工事、特に木材ですね、木材のところ、いろいろ木材関連の人とお話をさせてもらおうと、一括で発注をしてもらおうとなかなか県外の木が使われることも多くあると聞いております。分離発注にさせていただいて、県内の事業者により関わってもらおうと、県内の木材を使ってもらえる、その確率も高くなる

ということを言うておりましたので、今後そういった入札制度の発注方式についてもしっかりと取り組んでもらいたいと思います。盲・聾学校につきましては、教育長、ようやく決まりましたんで、どうぞしっかりと進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。救命救急体制の更なる充実に向けてということで質問させていただきます。

この質問は、これまでも私自身、ドクターヘリの導入など様々救急医療については関心が高いので取り組んできたんですけれども、今の時代だからこそ、そういった急な対応であるとか災害医療にもつながる事案が今後懸念をされるという中においては、三重県において救急医療関係者と共に全ての県民がそれぞれの立場で、それぞれの状況の中で、しっかりと自分のことをお互いにやっていながら、三重県の救急医療体制を充実させていくべきだという思いで今回質問させていただきたいと思います。

1点目が学校での救命教育の推進についてということであります。今回、学校での救命教育の推進についてを取り上げさせていただいたのは、いろいろな方と意見交換をしたり、救急に対して何が必要かというその御指導を仰いだときに、やっぱり学校現場での救命教育の推進というのは非常に大人社会にいい影響を与えていく、そういったことを言うていただきました。それは特に救急医療に携わっていただく方々から、そのように子どもたちが学んでもらう姿というのは自分たちにとってもすごく心強いし、やる気になると、そのようなことも言うていただきました。

特に今、学習指導要領、平成29年の中学校や30年の高校、また令和3年、4年の新学習指導要領の中でも、例えば中学・高校ですと、心肺蘇生法等、胸骨圧迫やAEDの使用、このところを実習を通してしっかりと指導することが明記されたり、小学校の学習指導要領では、そういった突発的な場に遭遇した場合に、正しい認識を、認知をしっかりとすることと近くの大人に早く伝える、そういったことが小学校のほうでも指導要領の中で記されているんだと思っております。そういったことを着実にやっていただいとと思うん

ですけれども、そんな中で私が口で言うよりも、最近の取組に、ちょっと私も勉強に行かさせてもらったり、今後、取り組んでもらうということをパネルで御紹介したいと思います。

(パネルを示す) 1枚目が救命ノートというもので、これは三重大学医学部附属病院救命救急センターと津市と津市教育委員会がつくっていただいたやつで、2018年に第1版がつくられて、それからブラッシュアップやバージョンアップをしてもらって、今に至っております。2022年からデジタル版も出ております。この一番の見出しの言葉が私は好きで、ちょっと紹介させていただきます。「僕たち、私たちに『できること』がある!」。本当に私自身もいざというときに自分に何ができるのかということを学んでいないと、教えてもらっていないとできないということを感じましたので、この救命ノートが、すごく中身が濃く、いいノートなので、今後活用してもらいたいということをおのこ、質問でお願いしたいと思います。

(パネルを示す) 2枚目、これの次のページですね。表紙の次になります。今回、3枚目までだけパネルとして用意をさせていただきました。二つ目のところを見てもらうと、「救命は人の命を救うという言葉だね」ということで、「もし、みんなの大切な人が、目の前でたおれたら、助けることはできるかな?」というところに、じゃあ、皆さんそれぞれどうでしょうということに、やっぱりそこに自信を持って、はいと言えるように学び合っていこうということだと思っております。

シアトル市のお話を出していただいております。この中に、「日本では」というところで、「応急手当が行われた場合の救命率は約12%、行われなかった場合の救命率は約5%」で、病院の先生の手によって処置をされるまでに応急的に周りの人間が処置をした場合には救命率がかなり上がるということだと思っております。三重県もシアトル市のようなそういったまちづくりをしていければと思います。

(パネルを示す) 次、3枚目です。こちらは「保護者のみなさまへ」ということで、「家庭学習用の教材です」ということで書いていただいております、

目次を見てもらうと、様々な具体的な事案に対してどういうふうに取り組んでいくかというのを中で見ることができます。

この救命ノートは、防災対策部のホームページのほうからも見てもらうことができますので、またぜひ御覧いただきたいと思います。

(パネルを示す) 次が、これは私もお声がけいただいて参加したんですけど、2月7日に行われました、学校での突然死ゼロを目指してということで、こういった取組をさせていただいております。

(パネルを示す) その次のページでは、内容ですね、公開授業やシンポジウム、どういう人が参加してもらったかを書いていただいております。

ここからメディカルラリーになるんですけども、次です。(パネルを示す) これは津市と三重大学病院がやっていたとるメディカルラリー、第11回が3月に開かれる。これは小学生が対象です。

次、(パネルを示す) こちらが第2回よっかいちジュニアメディカルラリー。高校生が対象で四日市羽津医療センターが中心でやっていただきます。

(パネルを示す) 最後、「ラリーしようぜ。」ということで、これは専門家が集まって競技形式で救命救急の取組の腕を競い合う、また、学び合う大会を三重大学病院中心にやっていただきます。

すみません。ちょっと走って説明したんですけども、時間がないので、私自身、この救命ノートを全県内にしっかりと広げていってもらいたい。そして、メディカルラリー等、こういったことをやっているということを周知したり、情報共有をしてもらう、そういった三重県教育委員会に県内市町教育委員会と情報を共有してもらいながら進めてもらいたい、そのように思います。その辺りについて教育長の答弁をお願いします。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長(福永和伸) それでは、救命教育のことについて答弁させていただきます。

まず、現状ですけども、救命教育、授業の中で取り組んでいます。先ほど御紹介がありましたように、中学校の学習指導要領、それから高等学校の

学習指導要領におきまして、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法は保健体育の実習を通して指導することと示されています。

このため、救命教育については、中学校、そして高等学校の保健体育の授業で取り扱っている次第です。中学校及び高等学校の教員に対して研修会等を通じまして、より効果的な教育の実施につながるよう指導・助言を行っているところです。

これに加えて、救命教育の充実に向けまして、多くの中学校及び高等学校が独自で学校防災などの特別活動の中で、消防士等の外部講師と連携しまして心肺蘇生法の実習に取り組んでいます。

それから、小学校はどうかですけれども、こちらのほうの学習指導要領では、救命教育の目標を、状況を速やかに把握し近くの大人に知らせることとしておりまして、心肺蘇生法までは求めておりません。ただ、一部の小学校では、中学校や高等学校と同様に外部と連携をしまして、心肺蘇生法を含む救命教育に取り組んでいきます。

今後についてですけれども、議員が言われましたように、救命について学ぶことは安全に関する資質・能力を高め、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりに参画、貢献できる力を育む大変大切な教育と認識しております。

今、救命ノートですとかメディカルラリーといった有効な教材や取組を御紹介いただきましたので、これを市町教育委員会との会議とか教員の研修会等において情報共有してまいりたいと考えます。引き続き、安全性にはしっかりと配慮しながら、関係者の意見もよく聞きながら救命教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

本当に子どもたちが救命教育を学校で学び、また御家庭へ帰っていただいてああいふ家庭用教材等を用いながら家族の人とも一緒に取り組む、本当に家族の人、周りの人、いつ誰がどういった形で、例えば心臓系の突然死に至

るような、そういった病気と私たちはどこで立ち会うかも分かりませんので、そういったときに誰もが少しでも適切な応急的な措置ができるように、知識を得ながら、このトレーニングもとても大事ですので、やっぱりメディカルラリーのように実際やってみないと、頭だけでは分からない部分もあるので、こういったことを全県内にしっかりと広げていくべきだと思っております。

防災対策部のほうでは、防災ノートを県内全ての小学校低学年、高学年、中学校と配ってもらっております。できればこの救命ノートも私自身は三重県として、やはり。災害時のこともこれに書いてあります。災害時への対応の仕方も地域によって違うものもありますし、三重県として三重県全体で活用していただけるような救命ノート、命を守る象徴的なものは救命救急と防災・減災だと私自身は思っておりますので、そういったことも御検討いただきたいと思っております。

次に、それでは、今はお子様や我々一般の大人も含めた質問でしたけれども、専門的などということでは、やはり救急医療の体制の充実というのが重要であります。その分野もこれは医療保健部長のほうに質問させていただきたいと思います。

三重県では、昨年4月から三重大学医学部附属病院が高度救命救急センターになってもらいました。昨年10月から松阪中央総合病院も救命救急センターになってもらいました。本当に皆様方の献身的な努力で救命救急は充実していったと思う一方、救急医の数というのは、人口10万人当たり、三重県は全国最下位であります。

でも、そんな中でも皆さんが頑張ってもらっているのも、やはりその方々の活動環境をさらに充実させていくことというのが大切です。そこでお一人お一人さらにスキルアップしていただいて、今まで以上のお力を発揮してもらったり、横の連帯を強めてもらったり、またそういった最新のものに触れたい、自分もそこで頑張りたいという若い人も興味を持ってもらう確保につながる可能性もあります。

そういった意味から2点質問いたします。

1点目はドクターカーであります。これは森野議員も以前から一生懸命取り組んでもらってございましたけれども、今回、三重大学医学部附属病院のほうが拠点となって、ドクターカーの導入を希望されておるといことで、県はしっかりと協議をした上で、来年度予算でその予算を上げていただいておりますので、今後、委員会のほうでまた議論されて、最後、私はしっかりと導入を、賛成派ですので、その予算、通ってもらいたいなというふうに思っておりますけど、このドクターカーというのは通常の今、三重大学にも俗に言うドクターカーはあるんですけども、それは公用的なもので、簡単な設備しか載っていない、そういった市町で使ってもらって救急車よりも少し設備的には下のものになりますけど、今回は高規格の救急車ということで、人数もある程度乗っていただくので、その三重大学の先生や看護師のみならず、救命救急士に乗っていただいたり、他の救急病院の人にも乗ってもらって、そういったOJTで、オン・ザ・ジョブ・トレーニングでさらにスキルアップをしていってもらえるし、このドクターカーのほうにはECMOなどをつけて病院間搬送しない人でも対応できるような、そういったドクターカーとなります。

このドクターカー、実質のを聞かせてもらおうと、出動範囲というのは30分前後圏内ということなんですけど、ドッキングすれば全県内のカバーをさせていただけると、そのように言っております。ドクターヘリが天候不良等で年間の要請のうち3分の1は飛べないと、そのように聞いております。これは天候が一番大きい出動不能のケースだと思いますけれども、そういったときに補完にもなりますので、このドクターカーの導入を何とかしてもらいながら、三重県の救急体制をどのように充実していきたいかということと、あともう一つはドクターヘリのバージョンアップをお願いしたいと思っております。今はEC135型というドクターヘリなんですけど、今度4月1日、愛知の藤田医科大学が入れるドクターヘリはBK117-D3という型で、バージョンはちょっと大きめのやつで、ここには小児救急用のクベース、バッテリー付きの保育器ですね、NICUとかで使えるような、そういった保育器を載せ

ることもできますし、またECMOも搭載できます。こういったバージョンアップを図っていくべきだと思っております。そのことについて、医療保健部として基地病院としっかりと要請しながら協議をしてもらいたいと思いますが、このことについて御答弁をお願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） ドクターカーにつきましては、医療機器や医療品等を搭載し医師が搭乗する緊急車両ということで、治療までの時間短縮ですとか救急隊では不可能な医療の提供、治療方針決定の前倒しに有効とされております。

県では、三重大学医学部附属病院を県内で初めて高度救命救急センターに今年度、指定をしていましたので、そのことも踏まえて、ドクターカーの導入を令和7年度当初予算に支援するための予算を計上して、ドクターカーを通じまして三次救急医療体制の充実につなげてまいりたいと考えております。

ドクターカーに対します期待としましては、議員がおっしゃられたように、ドクターヘリが運航できない悪天候時に活躍できるということ、それから患者の容体が急変したときの転院搬送にも非常に迅速で安全な搬送が可能になること、それから救急救命士が同乗することで、そういった人材育成にもつながるといったことを考えております。

それから、一方でドクターヘリでございますが、ドクターヘリは平成24年2月から運航しており、令和5年度には214件の出動実績があつて、救命率の向上につながっているとも考えておりますが、他県との広域連携体制も構築しており、ドクターヘリの要請が複数ある場合などにも対応しておるところでございます。

ドクターヘリの大型化、あるいは積載する医療機器の充実については、様々な医療ニーズへの対応が期待できる一方で、導入とか運航に要するためのコストの増大、離着陸できる場所に制約が生じるといった課題もありますので、それを踏まえて検討していく必要があると考えております。

県としましては、先ほど申し上げた高規格のドクターカーを初めて導入す

ること、それからドクターヘリの効果的な活用方法について、基地病院ですとか関係機関と協議するとともに、医療審議会において検討を進めていきたいと考えております。

[34番 今井智広議員登壇]

○34番（今井智広） ドクターヘリにつきましては、補助金は三重県、変わりません。三重県の持ち出しは一切変わらない。ランデブーポイントも大丈夫と航空会社からも聞いております。様々検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。東豊議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。17番 中瀬古初美議員。

[17番 中瀬古初美議員登壇・拍手]

○17番（中瀬古初美） 松阪市選挙区選出、新政みえの中瀬古初美でございます。関連質問ということで、あと10分お付き合いをお願いいたします。

では、早速、東豊議員の発言に対する関連質問です。東議員の人口減少対策の取組について、その中のこれからの地域機関の在り方についての関連質問をさせていただきます。

まず、三重県内には過疎地域を持つ10市町・地域があります。それら過疎地域に対して、地域防災総合事務所がそれぞれありますけれども、その総合事務所は地域に対してどのように現在関わっているのか、そのことをまずお聞かせください。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 地域防災総合事務所は、管内の市町や団体と連携した地域づくりに取り組んでおります。

例えば、松阪地域では、地域や地域外の方々との交流等を通じた地域活性化のために、いろんな取組をしております。例えば、松阪市飯高町の中で企業の方のワーケーションに小学校の出前授業を取り入れた教育ワーケーションのテスト的なツアー、これは三重県松阪地域防災総合事務所のほうが

企画を担当しておるものでございます。

また、大台町の地域の方と事業者の方が物産販売や様々な体験を通じて交流をするフェスタなども取り組んでおります。

これは、松阪地域防災総合事務所が事務局として関わっておるというようなところでございます。

以上でございます。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○17番（中瀬古初美） ありがとうございます。

地域の企業とか、それから子どもたちに対していろんな取組をさせていただいているんですが、私が住むこの松阪市においても一部が過疎地域です。それから、その地域防災総合事務所の管内としましては大台町も、先ほど御答弁いただきましたけれども、同じくです。

このようにしてほかに伊賀市も同じように一部が過疎地域になっている。先ほどの質問の中にもありましたけれども、それぞれやっぱり課題は違うところの課題の認識ということは、非常に大きいところだというふうに思っております。

地域防災総合事務所というのを見ますと、そこの中に分掌事務として非常に大きなたくさんものを抱えてみえるんですね。そこの中には、もちろん防災であったり、選挙、それから消防、環境、地域づくり、人権、交通、文化、本当に様々なものを抱えてもらっています。

そこで、ただその地域防災総合事務所というと、もう防災が突出していますので、非常にその市町、地域の方々も分かりにくいというふうに言われることがよくあります。私自身も初め防災事務所というと防災をガンといくのかなと、本当にそんなふうに思っていたんですね。なので、その辺りというのは、どちらかというと、今の答弁を聞かせていただいても、地域づくりというところ、地域を大事に考えていくというところじゃないのかなと思うんです。

先ほど知事も地域のことは地域がよく分かっているから地域機関がという

答弁でもありました。というところから、その地域の課題をしっかりと考えていくという地域づくりにもうちょっと主眼を置いているのか。というのも、じゃあ、本庁のその組織の中ではどこが所管しているかという、今、部長が御答弁いただいた地域連携・交通部ですよ。防災という名称がついているにもかかわらず、防災が所管しているわけじゃなくて地域連携・交通部であるということ。なので、私はこれ行く行くは地域総合事務所でもいいんじゃないかと、そんなふうに思っています。あまりにもちょっと防災が。非常に大事ですよ。そこのところは物すごく意識もありますし、大事だと思うんですけども、そういうふうにして、もう今、そのことを答弁はもちろん求めないですし、もう発表されたところですので。

ただ、今後に向けてはその辺りも考えていただきたい。組織の改編、編成であるということは非常に考えていただきたいところだと思っています。

では、次にその地域課題を考えた事業、今もそうですけれども、考えられた事業を展開していくために、地域づくりであつたりとか、御答弁いただいたことですけれども、本当に地域課題というところに主眼を置いて考えた事業を展開していくために、どのように進めていくべきなのか、その辺りを聞かせてください。どう考えていらっしゃるか。

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** 地域機関におきましては、現場に出て市町や地域の方々の声を十分聞き、課題やニーズ、これを把握しまして県と市町が役割分担をしながら、課題解決に向けた事業構築を進めていきたいというふうに考えております。

あと、事業を進めるに当たりましては、地域機関と本庁がしっかりと連携・協力しまして、地域の方々との信頼関係を築きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○**17番（中瀬古初美）** その地域の課題がやはりそれぞれによって、地域によって違いますし、それから地域の方々との連携や協力が非常に大事だ。やっぱり地域の声ですね、そこをきちんと吸い上げていただくということが

大事だというふうに思います。今、部長もそのように話していただきましたし、先ほどの知事の答弁もそのようなものだ、そんなふうに理解をしています。

となると、やっぱり人材育成というのは非常に大事だと思うんです。例えば、私は松阪ですので松阪の地域機関にはよく行くことがありますけれども、そのロビーでいろんな展示をされたりとか、ミニ講演をされたりとかいろんな工夫をされてやってみえるんですね。それはほかのところでもされているのかもしれないし。

ただ、そうやって見ていると、マンパワーでやってもらっていると思うんですよ。お昼休みにミニ講演をされたりとか、そんな企画をされているんですね。

そういうところからいくと、やっぱりマンパワーって継続しにくいんだと思います。人が変わってしまうとそこはどうなのかなと。そういう意味でのやっぱりしっかり人づくりをしていただきたいというのと、さっき東議員が予算と権限をもっと地域機関にと言ってみえました。私もそれは本当に同じです。

ただ、それがすぐにできるかと言うと、そういうところでもないですし、ただもっと自由に予算が使える、そういうような仕組みをつくっていかないといけないんじゃないのかなというふうに思っています。自由にそれが使えることによって、もうちょっと地域機関も、今でもいろいろ考えてやってもらっていますけれども、より自由に、より地域に密着して地域の方々と、そして市町と共にやっていける、そんなようなところがあるのではないのかなと思います。

先ほど知事が地域機関でこれまでの経験がありますというふうにおっしゃって、だから地域機関がやっぱりもっと声を上げて、それをしっかりと吸い取っていくことが大事だとおっしゃいました。でも、私、地域機関は声を上げていると思うんですよ。ですので、その地域機関がまだそれが足りないとおっしゃるのであれば、もっと声を上げていただいたらいいですし、

本庁のほうがそれをしっかり汲み取るという、その仕組みが大事ではないのかと思っています。

ですから、そのような地域機関と本庁の地域づくり推進課が連携して強化をしていくということが大事だと思うんですけども、そこはしっかりされているというふうに思われたから、そういう発言だったのかなと思うんですけども、もうそこのところをしているので、あとはきちんと本当に、じゃあ、吸い上げてください、そこをもうちょっとできるようにしてください、私はそういうことが言いたいです。そこについてはいかがでしょうか。

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** 地域の声をしっかり聞いて、どういった形がいいのかというのをしっかり検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○**17番（中瀬古初美）** それ以上の答弁はないと思うんですけども、知事もさっきはそういうおっしゃいましたが、知事、私はそう認識しています。

知事は、すみません、ちょっと振って申し訳ないんですが。

○**知事（一見勝之）** 私のところになかなか届かないんですけど、多分部局には地域から声を上げていると思います。二つが両方ともその地域のことを考えてやっていくのは非常に重要でありますので、これから地域機関、さらに活性化するやり方があるかどうか、今、かなりやってくれていると思いますけど、そこも部長と一緒に考えて、副知事も一緒に考えていきたいと思います。

〔17番 中瀬古初美議員登壇〕

○**17番（中瀬古初美）** 副知事もその辺りのことは肌身で感じていらっしゃると思いますので、より一層、その地域機関と本庁がしっかりとタッグを組んでやっていただきたいと思います。今後に期待しますので、よろしく願います。

終結します。ありがとうございました。（拍手）

○**副議長（小林正人）** 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（小林正人） 予算決算常任委員会開催のため暫時休憩いたします。
午後 3 時 1 分休憩

午後 4 時 0 分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） この際、報告いたします。

去る 2 月 25 日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 2 号から議案第 4 号までについて、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2	令和 6 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）
3	令和 6 年度三重県水道事業会計補正予算（第 2 号）
4	令和 6 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 7 年 2 月 27 日

委員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第2号から議案第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月27日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第2号令和6年度三重県一般会計補正予算（第6号）外2件につきましては、去る2月25日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議案第2号から議案第4号までの3件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。
間もなく投票を終了いたします。
これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。

明28日から3月2日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明28日から3月2日までは休会とすることに決定いたしました。

3月3日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時4分散会